

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
平成29年度「京都館」事業の業務委託
- 2 担当所属名
産業観光局産業戦略部産業総務課
- 3 契約締結日
平成29年4月1日
- 4 履行期間
平成29年4月1日～平成30年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市左京区岡崎成勝寺町9番地の1
株式会社京都産業振興センター
- 6 契約金額（税込み）
47,838,000円
- 7 契約内容
 - (1) 「京都館」の運営
 - (2) 京都及び京都館の情報発信
 - (3) 京都の産業・観光のPRイベントの実施
 - (4) 新商品販路開拓の支援
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

京都館は、首都圏における観光情報及び伝統産業をはじめとした京都情報の総合的な発信拠点として、東京駅八重洲口前に設置しているものである。

本市関連情報を総合的に発信するとともに、首都圏の消費者のニーズを把握し、本市産業界へ還元する役割が期待されている。また、京都の知名度や京都への関心度を向上させるための取組を積極的に実施することにより、京都に観光客を呼び寄せ、京都経済の活性化に寄与することも目的としている。

当該事業は、京都館の運営を通じて、上記の目的を確実に達成することが求められるだけでなく、時には委託業務の範囲を超えて柔軟な発想で事業を組み立て、実行し、その成果を本市にフィードバックするという、公益的性格を強く有する事業である。この趣旨は、業務内容を固定化して、価格競争により委託業者を選定する方法では、到底実現し得ないと考えられる。

以上の理由から、契約の性質又は目的が競争入札に適さないため、地方自治法施行令第167条

の2第1項第2号に基づき、随意契約により契約を締結した。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

本業務の受託者は、以下の全ての条件を満たすことが求められる。

- (1) 京都市の産業振興の方向性及び施策に精通するとともに、京都館の顧客層、首都圏の消費者ニーズを熟知し、どのタイミングで何をPRすることが京都産業の振興につながるかを市に対して助言する能力を有すること。
- (2) 京都の産業界や産業・観光関係の各機関・団体等との緊密な連携に基づき、首都圏において観光全般及び伝統産業を中心とした京都産業全般の情報受発信を展開できること。また、公益性の確保の点から、各産業・団体と広範かつ公平に接することができる企業又は団体等であること。
- (3) 季節に応じた伝統工芸品の展示や伝統工芸職人の実演に係る企画・調整、京都産新商品の出展者へのアドバイス等、専門性の高い業務を遂行するために、伝統産業に関する幅広い知識やノウハウ、本市の伝統産業界との緊密な協力関係を有していること。
- (4) 自主的に実施する物販事業において、京都の伝統産業の発信拠点である京都市伝統産業ふれあい館及び併設するミュージアムショップ「京紫苑」と品揃えを合わせることで、質の高い商品を提供できること。
- (5) 京都市と連携を密にするため、京都市内に事業執行に係る意思決定ができる事業拠点を有すること。
- (6) 東京に業務の遂行体制を構築し、委託期間を通じて安定的な事業展開ができること。施設管理の経験を有すること。
- (7) 公益的観点から、委託期間中の事業内容の変更やそれに伴う経費負担など、本事業の執行に係るリスク負担を柔軟に受け入れる心構えがある事業者であること。

株式会社京都産業振興センターは、京都の産業振興を目的として設置された京都市が60%を出資する第三セクターであり、京都市勸業館の指定管理者としての事業展開を通じて、公共性、公益性と民間企業としての経営感覚を両立させている。加えて、勸業館や同館内の伝統産業ふれあい館及びミュージアムショップ「京紫苑」における展示会や見本市の開催、伝統工芸品の展示・販売を通じ、京都の産業界や地元企業との公平かつ幅広いつながりを有している。

また、センターは、京都の伝統産業関連74団体を構成員とし京都で唯一の業種横断的な組織である公益財団法人京都伝統産業交流センター（以下「財団」という。）との緊密な協力関係を有し、京都の伝統産業に関する幅広い知識に精通するとともに、財団が事業運営する京都市勸業館内の伝統産業ふれあい館の施設管理や隣接した区画で伝統産業品の展示・販売を行うなど、既に財団と連携した事業展開体制を確立している。

センターの本社は左京区岡崎にあり、京都市と密な連携を図ることができるとともに、協議を踏まえて、迅速な意思決定を行うことができる。京都府や京都商工会議所も出資する第三セクターであるため、急な経営方針の転換リスクはなく、委託期間を通じて安定的な事業展開が期待できる。さらに、市政運営の方針を理解し、柔軟に事業執行に係るリスク負担を受け入れ得る公益的観点を持ち合わせている。また、京都市勸業館の指定管理者として、施設の管理運営の実績を豊富に有し

ている。

なお、センターから提出された企画提案内容は、本市が目指す京都館事業の方向性と合致しているとともに、個々の具体的な事業についても、過年度の受託実績を基礎として、本市が求める方向性を実現するために効率的かつ効果的な内容であると認められる。

上記の理由により、センターは京都館における事業の目的を達成するために必要な条件を全て満たす唯一の事業者であることから、平成29年度の「京都館」事業の業務委託先として選定する。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
計量に係る事務委託
- 2 担当所属名
産業観光局産業戦略部産業総務課
- 3 契約締結日
平成29年4月1日
- 4 履行期間
平成29年4月1日から平成30年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都府
- 6 契約金額（税込み）
53,800,000円
- 7 契約内容
計量法に基づく特定市として、京都市が管理及び執行する計量事務を京都府に委託するもの。
- 8 随意契約の理由
当該契約は、地方自治法第252条の14第1項に基づく事務委託であり、委託先として京都府以外に有り得ないため。
- 9 根拠法令
■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
（工事契約）京都市勧業館整備工事（特別高圧受変電設備保護継電器改修工事）
- 2 担当所属名
産業観光局産業戦略部産業総務課
- 3 契約締結日
平成29年5月1日
- 4 履行期間
平成29年5月1日から同年8月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区烏丸通仏光寺下ル大政所町680
日新電機株式会社 京都営業部
- 6 契約金額（税込み）
5,659,200円
- 7 契約内容
特別高圧受変電設備保護継電器改修工事
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本工事施工にあたっては、別途保守管理契約による受変電設備年次停電点検の作業時間内という限られた停電時間での機器等交換作業を行うために、綿密な機器の設計や部品の加工が必要となるが、施設運営上、設計調査のための事前停電を確保できないこと、並びに製造者以外の者による当該更新機器の改修は、既設受変電設備機器の安全装置の動作に支障が生じる恐れがあることから、既設設備に精通した既設機器の製造者である日新電機株式会社による施工が必要であるため
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他
なし

| | | | | | |
|-----|---------|---------|-----------------------|-----|--|
| 課 長 | | 課長補佐・係長 | | 係 員 | |
| | | | | | |
| 設 計 | 平成29年3月 | 工 期 | 契約の日の翌日から平成29年9月30日まで | | |

工 事 設 計 書

工事場所 京都市左京区岡崎成勝寺町9番地の1

工事名 京都市勤業館整備工事

ただし、特別高圧受変電設備保護継電器改修工事

| | 設 計 金 額 | |
|---------------|-----------|---|
| 工 事 費 | 5,832,000 | 円 |
| 工 事 価 格 | 5,400,000 | 円 |
| 消費税及び地方消費税相当額 | 432,000 | 円 |

※この工事設計書は秘密情報のため、情報管理の徹底をお願いします

| | |
|-----------------------------|---|
| 建設リサイクル法 | |
| <input type="checkbox"/> 適用 | <input checked="" type="checkbox"/> 適用外 |

| | |
|---------------------------------|---|
| 積算基準 | |
| <input type="checkbox"/> 土木積算基準 | <input checked="" type="checkbox"/> 建築・設備積算基準 |

工事名称 京都市勸業館整備工事
工事場所 ただし、特別高圧受変電設備保護継電器改修工事
京都市左京区岡崎成勝寺町9番地の1

【工事概要】

1. 受変電設備工事
特別高圧及び高圧受変電設備における保護継電器の更新
2. 上記工事に伴う撤去及び発生材処理

| 名 称 | 数 量 | 単 位 | 金 額 | 備 考 |
|--------|-----|-----|-----------|-----|
| 電気設備工事 | 1 | 式 | 3,358,900 | |
| 計 | | | 3,358,900 | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

| 電気設備工事 | | | | | | | | | |
|--------|---|---|---|---|---|-----------|---|---|---|
| 名 | 称 | 数 | 量 | 単 | 位 | 金 | 額 | 備 | 考 |
| 受変電設備 | | 1 | | 式 | | 3,296,200 | | | |
| 発生材処理 | | 1 | | 式 | | 62,700 | | | |
| | 計 | | | | | 3,358,900 | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
（工事契約）京都市勸業館整備工事（自動火災報知設備受信機等改修工事）
- 2 担当所属名
産業観光局産業戦略部産業総務課
- 3 契約締結日
平成29年8月1日
- 4 履行期間
平成29年8月2日から同年9月30日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市南区唐橋西平垣町7番地2
能美防災株式会社 京都支社
- 6 契約金額（税込み）
43,286,400円
- 7 契約内容
自動火災報知設備受信機等改修工事
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
今回工事予定の自動火災報知設備は、主装置と各所端末機器との間で信号のやりとり等を行い、火災発生時には館内の安全確保のため、事前に設定された一連の動作を全体の制御の中で行っている。これらの火災感知機能と火災感知後の各機器の動作制御については、製造業者ごとに独自の技術が用いられているため、部分的な改修や一部の機器更新を行う場合、既設設備機器すべてのシステム及び仕様を熟知している必要がある。製造業者以外の者が既設設備全体にわたる他社の独自技術や仕様を解析することは困難であり、かつ、製造者以外の者による一部の機器の改修や更新は、自動火災報知設備全体の正常な動作に支障が生じる恐れがあるため、当該機器の製造者である能美防災株式会社でなければ本工事を履行できない。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他
なし

| | | | | | |
|-----|---------|---------|---------------|-----|--|
| 課 長 | | 課長補佐・係長 | | 係 員 | |
| | | | | | |
| 設 計 | 平成29年5月 | 工 期 | 着工命令の日から6箇月以内 | | |

工 事 設 計 書

工事場所 京都市左京区岡崎成勝寺町9番地の1

工事名 京都市勧業館整備工事

ただし、自動火災報知設備受信機等改修工事

| | 設 計 金 額 | |
|---------------|------------|---|
| 工 事 費 | 43,297,200 | 円 |
| 工 事 価 格 | 40,090,000 | 円 |
| 消費税及び地方消費税相当額 | 3,207,200 | 円 |

※この工事設計書は秘密情報のため、情報管理の徹底をお願いします

| | |
|-----------------------------|---|
| 建設リサイクル法 | |
| <input type="checkbox"/> 適用 | <input checked="" type="checkbox"/> 適用外 |

| | |
|---------------------------------|---|
| 積算基準 | |
| <input type="checkbox"/> 土木積算基準 | <input checked="" type="checkbox"/> 建築・設備積算基準 |

| 名 称 | 数 量 | 単 位 | 金 額 | 備 考 |
|---------|-----|-----|------------|----------|
| 直接工事費 | | | | |
| 電気設備工事 | 1 | 式 | 29,670,550 | |
| 計 | | | 29,670,550 | |
| 共通費 | | | | |
| 共通仮設費 | 1 | 式 | 823,801 | |
| 現場管理費 | 1 | 式 | 4,687,324 | |
| 一般管理費等 | 1 | 式 | 4,908,325 | |
| 計 | | | 10,419,450 | |
| 工事価格 | 1 | 式 | 40,090,000 | |
| 消費税等相当額 | 1 | 式 | 3,207,200 | 消費税率 8 % |
| 工事費 | 1 | 式 | 43,297,200 | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

| 名 称 | 数 量 | 単 位 | 金 額 | 備 考 |
|-----|-----|-----|------------|-----|
| 勸業館 | 1 | 式 | 29,670,550 | |
| 計 | | | 29,670,550 | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

電気設備工事 科目別内訳

| 勸業館 | | | | | | |
|--------|---|---|---|----|------------|----|
| 名 | 称 | 数 | 量 | 単位 | 金額 | 備考 |
| 火災報知設備 | | 1 | | 式 | 29,404,150 | |
| 発生材処理 | | 1 | | 式 | 266,400 | |
| | 計 | | | | 29,670,550 | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |

随意契約締結結果報告書

1 件名

「京都中小企業担い手確保・定着支援事業」の業務委託

2 担当所属名

産業観光局産業戦略部産業政策課

3 契約締結日

平成29年4月1日

4 履行期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市下京区烏丸通七条下ルニッセイ京都駅前ビル7階
京都市わかもの就職支援センター事務局共同企業体

6 契約金額（税込み）

70,708,000円

7 契約内容

京都市内の中小企業の成長に資する担い手確保・定着を支援することを目的に、低年次生を含む在学学生や既卒者等の求職者に対する市内中小企業の魅力発信やマッチング支援等を行うとともに、大学への出張セミナーや個別カウンセリング等を通じて多様な選択肢を描ける担い手を育成する。また、ブラックバイトの根絶のため、ブラックバイトに係る周知、啓発、相談を行う。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

学生等と市内中小企業とをつなぐための効率的・効果的なマッチング支援及びWEBサイト等による中小企業情報の魅力発信プログラムの考案、就職や職業観の醸成を図るカウンセリング・セミナーの実施等、主に価格以外の要素における競争で契約の相手方を選定する必要があるため。

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

公募型プロポーザルにより受託候補者を募集したところ、応募者が上記5の1者であった。学生等と市内中小企業のマッチング支援やWEBサイト等による中小企業情報の魅力発信等についての企画提案内容を評価した結果、あらかじめ設定していた基準を超えるものであったため、委託先として選定した。

随意契約締結結果報告書

1 件名

新京都館に向けたモデル事業の実施及び実行可能性調査業務

2 担当所属名

産業観光局産業戦略部産業政策課

3 契約締結日

平成29年4月3日

4 履行期間

平成29年4月3日から平成29年9月30日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

東京都港区赤坂1丁目7番1号
株式会社イースト

6 契約金額（税込み）

5,000,000円

7 契約内容

- (1) 魅力発信強化に向けたモデル事業の実施
- (2) 新京都館に向けた実行可能性調査

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本事業は、平成27年度事業「京都館事業の新展開に向けた検討」及び平成28年度「新京都館に向けたモデル事業の実施及び実行可能性調査業務」から継続するものであり、新たに委託業者を選定するとこれまでの検討内容が引き継がれないことやスケジュールに遅れが出る可能性がある。

よって、契約の内容及び性質が競争入札に適さないため、地方自治法施行令167条の2第1項第2号及び京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドラインにおける随意契約を行うことができる場合の基準2（1）ウの規定により随意契約を行う。

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号
- 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

平成29年度予算を最も効果的に活用し、事業目的を達成するために本事業に不可欠な要素を次の4点に整理し、委託事業者を検討した結果、継続性及び効率性の観点から平成28年度に引き続き、(株)イーストを委託先として選定する。

- (1) 本事業が、小山薫堂京都館館長と検討を重ねてきた「民間連携型スタイル」の京都館実現に向けたプロジェクトであること

新京都館が目指す「民間連携型スタイル」は、小山館長と検討を重ねてきたものであり、引き続き具体化に向けて検討するに当たり、これまでの経過や本市の課題について、十分に理解していることが求められる。

- (2) オープンイノベーション手法「みんなの京都館プロジェクト」の継続性と活性化

様々なジャンルの人から常に新しいアイデアを集め、事業に反映させていく「みんなの京都館プロジェクト」において、首都圏においても信頼できる事業者とのネットワークと巻き込む力を有し、「みんなの京都館プロジェクト」の多彩なメンバーをコーディネートする力・信頼関係を有していることが求められる。

- (3) 検討・施行過程も含めて京都の「情報発信」にしつらえること

新京都館への期待を高めるとともに、連携する民間事業者の参画意欲を高めるため、平成27年度から実施する情報発信機能・成果を引き継ぐほか、効果的な情報発信が可能なメディアとネットワークを有していることが求められる。

- (4) 移転候補物件の継続検討

移転候補物件について、不動産事業者にネットワークを持ち、働きかける力を有していること、また、首都圏の立地環境や開発状況などを把握しており、他の候補地についても積極的に検討、提案することが求められる。

11 その他

特になし

随意契約締結結果報告書

1 件名

平成29年度観光関連産業安定雇用促進事業（宿泊業、飲食サービス業等の安定雇用促進支援事業）

2 担当所属名

産業観光局産業戦略部産業政策課

3 契約締結日

平成29年5月1日

4 履行期間

平成29年5月1日から平成30年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市中京区蛸薬師通室町下る山伏山町540番地丸池藤井ビル5階
公益財団法人 京都中小企業振興センター

6 契約金額（税込み）

20,900,000円

7 契約内容

京都市内の観光関連産業の事業所を対象に、雇用改善や正規雇用化に資する経営者・人事担当者向けのセミナーや、生産性向上に向けた専門家による相談支援、従業員に対する外国人等への接客マナー及び複数の業務を担える能力等の向上など、業態や規模に応じたセミオーダー型のセミナーを事業所等で実施することで、雇用環境の改善や従業員の正規雇用の拡大など事業者の安定雇用に向けた取組を促進し、支援する。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本事業を活用する観光関連産業事業者の効率的・効果的な掘り起し、事業所への適切な専門家派遣の可否、効果的な従業員向けセミナーの開催能力等、主に価格以外の要素における競争で契約の相手方を選定する必要があるため。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

公募型プロポーザルにより受託候補者を募集したところ、応募者が上記5の1者であった。専門家派遣による相談事業が有用なものとなっているか、セミナーが従業員の能力向上に繋がるか、企業への効果的な周知は可能かなどについて、企画提案内容を評価した結果、あらかじめ設定していた基準を超えるものであったため、委託先として選定した。

随意契約締結結果報告書

1 件名

平成29年度観光関連産業安定雇用促進事業（首都圏をはじめとする求職者に対する中小企業の魅力発信事業）

2 担当所属名

産業観光局産業戦略部産業政策課

3 契約締結日

平成29年5月29日

4 履行期間

平成29年5月29日から平成30年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

大阪府大阪市北区梅田2丁目5番10号
株式会社 学情

6 契約金額（税込み）

11,094,238円

7 契約内容

正規雇用による担い手の確保・定着を目的に、首都圏等在住の若年者に対し、取材の手法を活用し、京都市内の優れた観光関連産業の事業所に直接触れる機会を提供することで企業の魅力を発掘するとともに、この活動の中で得られた「求職者目線」での企業の魅力情報をWEBサイトや魅力発信情報誌等を通じて首都圏をはじめとする若年求職者に広く発信する。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本事業に参加する首都圏等の若年者及び市内の観光関連産業事業者の効率的・効果的な掘り起し、成果報告会やWEBサイト等による企業情報の魅力発信等、主に価格以外の要素における競争で契約の相手方を選定する必要があるため。

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

公募型プロポーザルにより受託候補者を募集したところ、応募者が2者であった。選定委員会において、若者への宣伝・周知方法や取材先企業開拓手法、取材結果の発信手法等についての企画提案内容を評価した結果、5の事業者がより優れていると判断し、委託先として選定した。

随意契約締結結果報告書

1 件名

京の食文化ミュージアム・あじわい館運営委託業務

2 担当所属名

産業観光局中央卸売市場第一市場

3 契約締結日

平成29年4月1日

4 履行期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市中京区烏丸通姉小路下る場之町592番地 メディナ烏丸御池4階
株式会社リーフ・パブリケーションズ

6 契約金額（税込み）

31,486,860円

7 契約内容

市民及び観光客等に京都の食文化や食材に接する機会を提供し、市場に対する理解を深めていただくことを目的とした、「京の食文化ミュージアム・あじわい館」を設置しており、その企画や運営のための業務を行う。

（業務内容）

| 項目 | 業務内容 |
|------------|---|
| 料理教室事業 | ・料理教室の企画、運営（年間100回程度） ・協力団体等との調整 ・概算費の算出、収益面の検討 等 |
| 講演会事業 | ・講演会等の企画、運営（年間10回程度） ・協力団体等との調整 ・概算費の算出、収益面の検討 等 |
| 小学校出前板さん事業 | ・小学校向けの魚・野菜料理教室の企画、運営（年間15回程度） |
| 展示事業 | ・展示基本計画の策定 ・展示内容の企画、運営 ・だしの飲み比べ等の体験事業等の企画、実施 ・地域商品の展示、販売に係る企画、実施 ・協力団体等との調整 ・概算費の算出、収益面の検討 等 |

| | |
|----------------------------|--|
| イベント関係 | <ul style="list-style-type: none"> ・試食会や体験会の企画，実施 ・健康長寿，日本型食生活に関する PR 事業の企画，実施 ・協力団体等との調整 ・概算費の算出，収益面の検討 等 |
| 市場見学事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・あじわい館見学と連携した市場見学会の企画，実施 (市民向け，学校向け，観光客向け等) ・協力団体等との調整 ・概算費の算出，収益面の検討 等 |
| 子ども市場見学会 | <ul style="list-style-type: none"> ・あじわい館見学と連携した子ども市場見学会の企画，実施 ・協力団体等との調整 ・概算費の算出，収益面の検討 等 |
| あじわい館メール 会員事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・あじわい館メール会員制度の運営 ・あじわい館メール会員への事業の案内等のメールマガジン，フ ェイスブック等での情報発信 |
| 食の海援隊・陸援 隊会員事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・食の海援隊・陸援隊会員制度の運営 ・会員募集に係る事務 ・会員向け会報の企画，作成，発送（年5回発行程度） ・会員向け事業の企画，実施 |
| あじわい館事務局 | <ul style="list-style-type: none"> ・事務局運営 ・あじわい館運営委員会及び企画検討委員会の開催補助 ・関係団体との協議，資料作成及び会議への出席 等 |
| あじわい館及びあ じわい館事業の PR | <ul style="list-style-type: none"> ・PR グッズの作成 ・広報物の作成 ・広報活動の実施 等 |
| 京都産農林水産物 に関する魅力発信 事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・京都産農林水産物及び加工品，市場関連商品の販売に関する企 画，運営 ・京都産農林水産物に関する PR 事業(関連グッズ販売の企画等) |
| 食育に関する事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・京都産農林水産物や市場の食材を活かした企画・運営 等 |
| 成果物の作成・提 出 | <ul style="list-style-type: none"> ・事業報告書冊子 5部 ・収支決算報告書 5部 ・上記報告書の CD-R 等によるデータ ・その他発注者が必要とする書類等 |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・運営計画策定業務 ・施設運営体制，施設維持管理，展示又は調理実習室設備管理等 ・運営規定の検討（調理実習室使用，料理教室運営等） ・集客方策の検討，集客予測シミュレーション，又はそれに伴う 経費支出シミュレーションの検討 ・市場の実施事業との連携（食彩市，市場まつり等） ・調理実習室，試食室の有効利用の検討 ・調理実習室，試食室の貸出における事務 ・調理実習室，試飲室の貸出使用料における公金収納事務及び使 用料徴収にかかる納付書の発行事務等 |

| | |
|--|--|
| | <ul style="list-style-type: none">・貴社独自のアイデア，集客方策，増収策・その他目的を達成するために必要な事業の企画 |
|--|--|

8 随意契約の理由

運営の委託に関しては，価格以外に，京の食文化に精通しておりその普及啓発を行える能力，京都市中央市場に関する知識と理解，あじわい館の運営協力組合・団体や料理教室の講師等とのネットワークを有し円滑な調整・事業運営を行える能力，市場活性化の取組についての知識の深度などを考慮する必要があるため，一定基準を満たす業者に対し，業務の遂行方法について，企画提案書の提出を求め，審査のうえ最良な企画提案書を提出した業者を随意契約の相手方とする，公募型プロポーザル方式を採用した。

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり，プロポーザルを行い委託先を選定した。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
平成29年度「食の拠点機能充実事業」委託業務
- 2 担当所属名
産業観光局中央卸売市場第一市場
- 3 契約締結日
平成29年4月1日
- 4 履行期間
平成29年4月1日から平成30年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区朱雀分木町80番地
京都市中央卸売市場協会
- 6 契約金額（税込み）
13,600,000円
- 7 契約内容
 - (1) 食の拠点機能充実事業に係る各種調整・広報業務の実施及びプロジェクト会議の運営
 - (2) 市民を対象とした事業の実施
 - ア 市場まつりにおける食育の推進（1回）
 - イ 中央卸売市場市民感謝デー「食彩市」（9回）
- 8 随意契約の理由

中央卸売市場第一市場を「安全・安心な生鮮食料品の供給拠点」及び「京の食文化及び食育の拠点」と位置付け、市民に食に関する情報を発信し、生産者と消費者を繋げる活動や、市場を開放し、本市場の役割や魅力を伝える取組を強化するためには、食品流通についての知識や経験、本市場に集まる食材についての知識が豊富であるとともに、本市場に出荷している生産者及び供給先である消費者の双方に精通しており、関係業界・機関との調整を円滑に行うことができることが求められる。より充実した事業を実施するために、これらの条件を満たすものに事業を委託する必要がある。

また、委託契約を締結するに当たり、本市場についての知識及び関係機関・業界との調整能力を一般競争入札の際に判断することはできず、契約の内容及び性質が一般競争入札に適さないため、随意契約とする。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

同協会は、本市場の青果・水産の卸売業者、仲卸業者をはじめとする場内業者及び小売業者等の団体で構成される団体である。そのため、本市場をはじめ、卸売市場を取り巻く環境や集まる食材についての知識が豊富な人材を広範囲に揃えることができ、本市場の役割や魅力、食材の入荷状況や価格の変動等の独自の情報を市民へ発信することが可能である。また、同協会の構成団体である卸売業者が出荷元である生産者と密接な関係を持っていること、同じく構成団体である仲卸業者及び小売業者が日々の業務の中で消費者のニーズを把握していることから、生産者及び消費者双方に深く精通しており、目的に沿った円滑な事業実施ができる。

さらに、同協会の規約では「京都市中央卸売市場第一市場における生鮮流通環境の様々な変化に対応しつつ、京の食文化の発展に資すること。そのために、会員各々が緊密な連携と協調の下に活動を行い、業務運営の円滑化を図ること」と明記しており、これは本事業の趣旨と一致し、本市が目指す方向性と同じである。

本事業の実施に当たっては、市場内の卸売業者、仲卸業者及び小売業者等の団体の協力が不可欠であり、すべてを統括しているものは、同協会だけであるため、京都市中央卸売市場協会に事業を委託する。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市中央卸売市場第一市場高度情報処理システム更新業務委託
- 2 担当所属名
産業観光局中央卸売市場第一市場
- 3 契約締結日
平成29年4月3日
- 4 履行期間
平成29年4月3日から平成30年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区三条通烏丸西入御倉町85番地1
都築電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）
22,804,200円
- 7 契約内容
京都市中央卸売市場第一市場高度情報システムについて、ハードウェアの老朽化と、それに伴う業者の保守対応可能期間が終了するため、業務を安定的に継続できるよう機器の更新を行う。
- 8 随意契約の理由
当該システム更新において、ソフトウェアの調達については、高度情報処理システムの設計及び構築の際の詳細な技術情報が不可欠となるが、これを有する者は当該システムを設計及び構築した都築電気株式会社のみである。
また、ハードウェアの調達については、他社でも調達可能となるが、ソフトウェアの調達も含め、全体の価格交渉を行ったため、他社との競争が成立せず、競争入札に適さないため、随意契約とする。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
青果北荷捌き場棟建築工事に係る産業廃棄物処理業務
- 2 担当所属名
産業観光局中央卸売市場第一市場
- 3 契約締結日
(当初)平成29年4月7日
(変更後)平成29年6月24日
- 4 履行期間
平成29年4月7日から平成29年6月24日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市左京区岡崎円勝寺町85番地の4
株式会社岡野組
- 6 契約金額(税込み)
(当初)24,040,800円
(変更後)22,622,760円
- 7 契約内容
本体工事の施工に伴い発生した産業廃棄物の処理
- 8 随意契約の理由
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第11条第1項及び第21条の3第1項により業務の受託者が本件工事の元請業者に限定されているため、随意契約とする。

(変更契約の理由)
実際に処分した産業廃棄物の量が、当初契約時の見込量を下回り、搬出先への運搬費、処分費等が減額となったため変更契約した。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
平成29年度京都市中央市場施設整備基本計画推進支援及び業務継続計画等推進支援業務
- 2 担当所属名
産業観光局中央卸売市場第一市場
- 3 契約締結日
平成29年5月17日
- 4 履行期間
平成29年5月17日から平成30年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪市北区梅田2丁目5番25号
三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社
- 6 契約金額（税込み）
24,840,000円

7 契約内容

「京都市中央市場施設整備基本計画」に沿って、平成29年度は、新水産棟整備基本設計を基に、実施設計を策定するとともに、各種課題に対して具体的な検討を実施することとしている。場内事業者のニーズを十分に考慮しながら、基本計画に掲げる施設整備の方向性を具体化する方を検討し、新水産棟整備実施設計に反映させるとともに、施設整備全体の着実な進捗を目指して、基本計画の推進を総合的に支援することを目的に業務委託を行う。

8 随意契約の理由

本業務を遂行するに当たっては、京都市中央卸売市場第一市場施設整備基本構想（平成26年3月策定）策定時から平成28年度末までに至る場内事業者との協議及び施設整備の方向性の検討等に係る経過を把握すること、さらには、協議の場への参加等を通じた場内事業者との関係性を構築することが強く求められ、主として価格以外の要素に基づき契約相手を選定する必要がある。

これまで、基本構想策定業務（平成25年度）、基本計画策定業務（平成26年度）、基本計画推進業務（平成27年度）について、公募型プロポーザルによる受託業者の選定を行ってきたが、いずれの業務も同一の団体が受託している。さらに、平成28年度においても同一の団体と随意契約を締結し、引き続き基本計画推進業務を委託しており、前段の記載する能力及び経験等を有する団体が他に存在しないため、随意契約とする。

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

本業務の委託先である三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社は、基本構想策定業務、基本計画策定業務、基本計画推進業務の受託者として、これまで計70回程度の場合内会議の企画・運営に携わり、同会議への出席を通じて場内事業者と開設者間の調整役を担うなど基本計画の円滑な推進に寄与する大きな役割を果たしてきた。

また、同社は、平成28年度から平成37年度までの経営展望である京都市中央卸売市場第一市場マスタープラン（平成28年3月策定）の策定にも携わっており、ハードとソフトの両面から、本市場が目指すべき将来像に係る理解も十分である。

これらのことから、同社は、本市場における施設整備に関するこれまでの動向、求められる機能の維持・向上に資する専門的知識、さらには、基本計画を円滑に推進する上で必要となる場内事業者との強い関係性を有する唯一の団体であると認められるため、三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社を受託事業者として決定した。

11 その他

随意契約締結結果報告書

1 件名

京都市中央卸売市場第一市場施設整備工事設計業務委託
ただし、水産棟改修建築工事及び設備工事実施設計業務委託

2 担当所属名

産業観光局中央卸売市場第一市場

3 契約締結日

平成29年6月1日

4 履行期間

平成29年6月2日から平成30年3月30日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

大阪府中央区島町二丁目4番7号
株式会社安井建築設計事務所

6 契約金額（税込み）

238,680,000円

7 契約内容

中央卸売市場第一市場施設整備に伴い、水産棟改修建築工事及び設備工事実施設計を行う。

8 随意契約の理由

中央卸売市場第一市場水産棟改修については、平成27年度に基本設計業務の受託者を公募型プロポーザルにおいて選定し、株式会社安井建築設計事務所と契約した。

本業務は、基本設計に引き続き行う業務であり、その遂行に当たっては、①水産卸売市場の改修設計に対する知識と経験が豊富であること、②第一市場の水産部門における物流や車両動線を熟知していること、③第一市場の水産棟の電気・ガス・上下水道等の現況を熟知していること、④水産卸売市場におけるHACCPやFSSCに係る十分な知識を有していることが不可欠であり、その性質及び目的が競争入札に適さない。

当該業者は基本設計の策定に当たり、鹿児島市中央卸売市場魚類市場をはじめとする他市場の改修設計に携わった実績に裏打ちされた有効な提案を数多く行うとともに、90回を超える水産業界との会議に出席するなど、本市をはじめ、場内事業者とも円滑な意見交換を図ってきた。

また、水産部門の物流や車両動線、インフラの現況、第一市場が目指すFSSC取得に向けた方針や課題を熟知するなど、本件業務の遂行に必要な要素を全て有している。よって、本業務の委託先として株式会社安井建築設計事務所が最も適していると認められるため、当該業者に業務委託する。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市中央卸売市場第一市場整備工事
ただし、仮設水産棟塩干売場ほか建築改修工事
- 2 担当所属名
産業観光局中央卸売市場第一市場
- 3 契約締結日
平成29年6月2日
- 4 履行期間
平成29年6月3日から平成30年1月15日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市伏見区土橋町35番地
株式会社藤井組
- 6 契約金額（税込み）
342,867,600円
- 7 契約内容
中央卸売市場第一市場施設整備に伴い、仮設水産棟塩干売場ほか建築改修工事を行う。
- 8 随意契約の理由
都市計画局公共建築部公共建築建設課において設計金額を積算し、契約課により平成29年5月23日に一般競争入札の開札を行い3社が入札に参加していたが、3社全てが最低制限価格を下回り不成立となった。急ぎ工事を行う必要があったことから、改めて3社に対し見積合わせを行い、最低価格であった株式会社藤井組と随意契約を行った。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第8号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

| 名 称 | 数 量 | 単 位 | 金 額 | 備 考 |
|---------|-----|-----|-------------|----------|
| 建築工事 | 1 | 式 | 276,733,259 | |
| 計 | | | 276,733,259 | |
| 共通費 | | | | |
| 共通仮設費 | 1 | 式 | 19,150,534 | |
| 現場管理費 | 1 | 式 | 15,265,050 | |
| 一般管理費等 | 1 | 式 | 36,051,157 | |
| 計 | | | 70,466,741 | |
| 工事価格 | 1 | 式 | 347,200,000 | |
| 消費税等相当額 | 1 | 式 | 27,776,000 | 消費税率 8 % |
| 工事費 | 1 | 式 | 374,976,000 | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市中央市場仮設総合棟仕様変更業務
- 2 担当所属名
産業観光局中央卸売市場第一市場
- 3 契約締結日
平成29年7月12日
- 4 履行期間
平成29年7月20日から平成29年9月30日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市南区西九条豊田町46番地
大和リース株式会社
- 6 契約金額（税込み）
10,260,000円
- 7 契約内容
当該業務は、「京都市中央市場施設整備基本計画」に基づく市場施設整備事業の一環として、平成29年度から仮設総合棟を賃借しているが、その物件の一部を事務所仕様に変更する業務を委託する。
- 8 随意契約の理由
当該物件は、物件の所有者である大和リース株式会社の設計者が作成した設計書に基づき建築されたものであり、当該物件の変更は、建築確認を受けた内容の範囲内で、設計書を作成した大和リース株式会社の設計者の判断で行う必要がある。よって、本件に係る契約は、競争入札には適さないため、大和リース株式会社に業務委託する。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

1 件名

京都市下京区朱雀分木町9 1番ほかに係る土地調査，地図訂正及び地積更正等登記並びに敷地境界画定等業務

2 担当所属名

産業観光局中央卸売市場第一市場

3 契約締結日

平成29年7月25日

4 履行期間

平成29年7月25日から平成30年3月30日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市中京区竹屋町通富小路東入魚屋町4 3 9番地
公益財団法人 京都公共嘱託登記土地家屋調査士協会

6 契約金額（税込み）

6, 006, 960円

7 契約内容

京都市中央卸売市場第一市場の施設整備事業を推進するに当たり，敷地境界が画定できていない箇所が多数ある。施設整備の実施に当たっては，敷地の境界画定が必要となるため，事業の進捗に合わせ，必要な箇所の境界画定等を行う。

また，市場敷地のうち，国から払下げを受けているものの，京都市名義になっていない（内務省名義又は日本国有鉄道名義になっている。）など，登記の変更が必要な箇所が見つかっており，登記変更等を行う必要がある。

このため，登記変更等の業務委託を行う。

8 随意契約の理由

公益社団法人京都公共嘱託登記土地家屋調査士協会は，社員である土地家屋調査士及び同調査士法人がその専門的能力を結合して官公署等による不動産の表示に関する登記に必要な調査若しくは測量又はその登記の嘱託若しくは申請の適正かつ迅速な実施に寄与することを目的として，土地家屋調査士法第63条を根拠に設立された法人である。

同法を根拠に設立された法人は，京都市域においては同協会のみであり，これまでも京都府，府内各地方公共団体及び本市の不動産表示登記等業務の委託先として相当の実績があり，信頼性が高く，円滑な業務遂行が期待できる。

また，土地家屋調査士を営む個人に委託した場合には，事故等により業務の遂行に支障をきたす恐れがあるが，本協会は多数の土地家屋調査士が所属しているため，安全な業務の遂行が可能である。

なお、報酬単価は京都府下で統一して定められているため、価格競争性はない。

以上のことから、協会の設立目的の公共性及び本業務の遂行の確実性を鑑み、公益社団法人京都公共嘱託登記土地家屋調査士協会に業務委託する。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
（単価契約）産業廃棄物（感染性廃棄物）の焼却処分業務
- 2 担当所属名
中央卸売市場第二市場業務課
- 3 契約締結日
平成29年4月1日
- 4 履行期間
平成29年4月1日～平成30年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府亀岡市大井町南金枝重見70番
サカエ産業株式会社
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）13,122,000円
- 7 契約内容
中央卸売市場第二市場で排出する産業廃棄物（感染性廃棄物）の焼却処分
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
競争入札に付したが、応札がなかったため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
京都府内で特別管理産業廃棄物処分（感染性廃棄物の焼却処分）の許可（京都府知事）を有する4者のうち、当業務を遂行することが可能な業者2者から見積もりを徴取した結果、最安値であったため。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
「京都市場和牛輸出戦略（仮称）」策定補助業務委託
- 2 担当所属名
中央卸売市場第二市場業務課
- 3 契約締結日
平成29年6月21日
- 4 履行期間
平成29年6月21日～平成30年3月20日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪市北区梅田2丁目5番25号
三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 大阪
- 6 契約金額（税込み）
5,700,000円
- 7 契約内容
新施設稼働後、速やかに和牛の輸出を開始することを目的に策定する「京都市場和牛輸出戦略（仮称）」について、その策定に係る補助業務。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本業務が競争入札に適さないため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
本業務の目的が「京都市場和牛輸出戦略（仮称）」を策定するにあたり、総合的な支援、課題の整理及び課題解決策の検討を行うこととしていることから、競争入札に適しないため、公募型プロポーザルを実施し、審査の上で業者を選定した。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
平成29年度京都市勸業館常設展示場（京都伝統産業ふれあい館）運営委託
- 2 担当所属名
産業観光局商工部伝統産業課
- 3 契約締結日
平成29年4月1日
- 4 履行期間
平成29年4月1日から平成30年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市左京区岡崎成勝寺町9番地の1京都市勸業館内
公益財団法人京都伝統産業交流センター
- 6 契約金額（税込み）
24,000,000円
- 7 契約内容
 - (1) 京都の伝統産業製品の展示及び紹介・解説業務に関する事
 - (2) ギャラリーの展示及びイベントルームの催事等に関する事
 - (3) 京都の伝統産業の普及啓発（体験等）に関する事
 - (4) 京都の伝統産業製品の提供事業に関する事
 - (5) 図書室の運営に関する事
 - (6) 広報宣伝及び広聴に関する事
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、ふれあい館業務に関し、甲及び乙が必要と認める事項
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

京都伝統産業ふれあい館は、京都の伝統産業製品を一堂に集め、市民や観光客にその魅力を発信する伝統産業の拠点施設である。

公益財団法人京都伝統産業交流センターは、京都の伝統産業関連74団体を構成員とする、京都で唯一の業種横断的な組織であり、京都伝統産業ふれあい館設立当初から運営を行うなど、伝統産業に対する幅広い知識や展示・広報などのノウハウを有している。

京都伝統産業ふれあい館の運営については、伝統産業に対する深い理解、伝統産業振興事業の実施経験のほか、伝統産業の関係業界とのネットワークを活用し事業の遂行を行う必要性がある。

また、ネットワークの活用によって効果的・効率的な事業の遂行が見込まれるため、同財団と京都伝統産業ふれあい館の運営委託に係る随意契約を締結する。

（随意契約ガイドライン 2（1）ウ）

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都伝統産業ふれあい館を核とした新たな伝統産業振興事業
- 2 担当所属名
産業観光局商工部伝統産業課
- 3 契約締結日
平成29年4月1日
- 4 履行期間
平成29年4月1日から平成30年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市左京区岡崎成勝寺町9番地の1京都市勸業館内
公益財団法人京都伝統産業交流センター
- 6 契約金額（税込み）
20,000,000円
- 7 契約内容
京都伝統産業ふれあい館において、観光との連携やビジネスの視点を取り入れながら、若手職人等による異業種交流や、平成28年度に本格実施させた工房訪問事業の充実など、ふれあい館を核にして、伝統産業の更なる活性化を推進すること。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
伝統産業製品の長期的な需要の低迷が続く中、ふれあい館には、普及・啓発に加え、業界内外の交流や需要の拡大を支援する役割が求められており、観光との連携やビジネスの視点を取り入れた本事業の実施により、ふれあい館を核とした新たな伝統産業振興を図るものである。
京都伝統産業交流センターは、伝統産業製品の展示及び紹介、伝統産業に関する資料の収集及び提供等を行い、地域経済の発展と生活文化の向上に寄与することを目的として設立された団体であり、伝統産業に対する深い理解、本市の伝統産業振興事業の実施経験のほか、京都の伝統産業関連74団体を構成員とする京都で唯一の業種横断的組織として、これまで各業種の伝統産業業界と長年にわたり密接な関係を築いており、需要の拡大や異業種交流という新たな支援を行う上で、必要不可欠な信頼関係やネットワークをすでに有する団体である。
事業の実施を委託するに当たり、事業の目的、内容に照らして、それに対する技術、経験等を有する相手方を選択することが必要であり、競争入札に適さないため地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を採用し、かつ上記の全ての条件を満たすのは、京都伝統産業交流センターのみであるため、当該業者と随意契約を行うものである。（随意契約ガイドライン 2（1）ウ）

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京もの海外進出支援事業にかかる業務委託
- 2 担当所属名
産業観光局商工部伝統産業課
- 3 契約締結日
平成29年4月1日
- 4 履行期間
平成29年4月1日から平成30年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区烏丸通夷川上る少将井町240番地
京都商工会議所
- 6 契約金額（税込み）
32,400,000円
- 7 契約内容
海外展開を目指す京都の中小企業に対して、現地ニーズにマッチした新商品の企画・開発、バイヤー向け展示商談会や世界的見本市への出展、そのアフターフォローに至るまでの一貫したサポートを行う「京もの海外進出支援事業」の運營業務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
当該事業を実施するためには、以下①～⑤の要件を満たす必要がある。
① 伝統産業事業者のみならず、京都市内のものづくり事業者との公平かつ強いネットワークを有すること。また、それらの事業者に対して、広く情報発信できる能力を有すること。
② 現地ニーズの情報収集、新商品の開発や、展示商談会の実施、見本市への出展、商談サポートのすべてを遂行する能力とネットワークを有すること。
③ 世界各国のバイヤーとの商談機会の獲得を目指し、フランスのパリで開催される世界最高峰のデザイン関連見本市である「メゾン・エ・オブジェ」に出展するために、同見本市主催者と接触する手段を有すること。また、既に良好な信頼関係を築いていること。
④ 国の関係機関等と迅速かつ対等なやりとりができること。また、その実績を有すること。
⑤ 京都の経済界からの要望等について意見集約を行い、事業内容に反映すること。
これらの要件を満たす者は京都商工会議所以外に存在しないため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
「ライフイノベーション創出支援事業」に関する業務
- 2 担当所属名
産業観光局新産業振興室
- 3 契約締結日
平成29年4月1日
- 4 履行期間
平成29年4月1日～平成30年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区中堂寺南町134番地
公益財団法人京都高度技術研究所
- 6 契約金額（税込み）
32,309,000円
- 7 契約内容
 - (1) 医工薬産学公連携支援事業業務
 - ア 産学公連携に携わるコーディネータ等の配置
 - イ 産学公連携コーディネーション活動の実施
 - ウ シンポジウムの企画及び運営
 - エ 研究会の企画及び運営・プロジェクトマーケティング
 - オ 医療産業振興に係る情報発信 など
 - (2) 京都発革新的医療技術研究開発助成事業業務
 - ア 査読委員の委嘱
 - イ 公募
 - ウ 応募案件に係る査読委員による審査事務及び審査委員会開催事務
 - エ 申請者との連絡調整及びフォローアップ
 - オ 交流サロン開催事務
 - カ 助成事業完了報告書の受領、確認事務 など
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本事業は、2本柱に沿って進める。1点目は、バイオ産業を大きな柱とする産業政策・都市戦略として策定した「京都バイオシティ構想」の成果及び「京都市ライフイノベーション推進戦略」の取組を、京都地域における医療産業振興に結び付け、京都大学医学部附属病院（医療現場）の医療ニーズと京都大学工学部・薬学部等や企業の有する技術シーズをコーディネートするとともに、医療機器・医薬品の実用化に向けた最新情報や有益な情報を提供するシンポジウムや研究会を開催す

る産学公連携支援活動を展開する。

2点目は、市内の大学研究者及び中小・ベンチャー企業を対象に、革新的な医療技術に関する研究開発活動に分野開拓の奨励的助成を実施する京都発革新的医療技術研究開発助成事業を実施する。

本事業の実施に当たっては、医学・工学・薬学の分野に関する広い知識が必要であることはもとより、本市産業振興行政に関する広範な知識のほか、市内の研究開発型企业や大学研究者とのネットワークを有し、そのネットワークを活用して、京都地域の医療産業の振興を図っていくことが求められる。

従って、本事業の委託業者の選定に当たっては、これらの実績やノウハウの有無により履行内容に顕著な差異が生じるものと考えられることから、本事業についてはその性質が競争入札に適さず、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン2(1)ウ）に基づき、随意契約を締結するものである。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

公益財団法人京都高度技術研究所は、公益財団法人京都高度技術研究所は、ソフトウェア技術、メカトロニクス技術のほか、ライフサイエンス、情報技術、環境技術、ナノテクノロジー等の先端科学技術及び関連する科学技術の諸分野に関する研究、開発、調査等を行い、その進歩発展と地元産業への技術移転を図り、もって科学技術の振興と地域社会の発展に寄与している。

同財団は、平成15年度から「京都バイオシティ構想」の推進に関する業務を受託し、関連事業の企画及び実施・運営や「京都バイオ産業技術フォーラム」の運営等に取り組んできた。平成16年度からは、国立研究開発法人科学技術振興機構の公募事業である地域結集型共同研究事業「ナノメディシン拠点形成の基盤技術開発」に中核機関（事務局）として参画してきた。また、平成22年度から実施した「医工薬産学公連携支援事業」や平成23年度から実施した「京都発革新的医療技術研究開発助成事業」の業務を受託し、これまで、本市の重要施策に 関与し、豊富な経験や技能等を有している。

京都地域における医療産業の創出を一層図っていく本事業は、これまで培われた市内の研究開発型企业や大学研究者とのネットワークを活用して、事業の遂行を行う必要があるとともに、ネットワークの活用によって効果的、効率的な事業の遂行が見込まれるものであり、本財団はこれらすべての条件を有し、かつ京都市内でこれらの条件を満たす唯一の機関である。よって、本事業は同財団のみが実施可能である。

11 その他

随意契約締結結果報告書

1 件名

「京都市ライフイノベーション推進戦略事業」に関する業務

2 担当所属名

産業観光局新産業振興室

3 契約締結日

平成29年4月1日

4 履行期間

平成29年4月1日～平成30年3月31日

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市下京区中堂寺南町134番地

公益財団法人京都高度技術研究所

6 契約金額（税込み）

11,625,000円

7 契約内容

- (1) 「京都市ライフイノベーション推進戦略」における戦略統括担当等の設置
- (2) 同戦略を推進するための関連事業の企画、調査及び運営
- (3) 同戦略に係るコーディネータ等の配置
- (4) 同戦略に係る研究会等の企画及び運営
- (5) ライフサイエンス分野に関する情報発信 など

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本事業は、ライフサイエンス関連産業を大きな柱とする産業政策・都市戦略である「京都バイオシティ構想」の次期戦略として策定した「京都市ライフイノベーション推進戦略」を展開するため、重点分野として掲げた「次世代医療分野」「健康・福祉・介護分野」「地場資源活性化分野」の3つの分野を中心に、中小企業をはじめとする地元企業とバイオテクノロジーを結び付けるためのシンポジウムの開催や大学研究者等との交流によってライフサイエンス関連産業の振興を図る事業である。

このため、本事業の実施に当たっては、ライフサイエンス関連産業に関する広い知識が必要であることはもとより、本市産業振興行政に関する広範な知識のほか、市内のライフサイエンス関連企業や大学研究者とのネットワークを有し、そのネットワークを活用して、ライフサイエンス関連産業の振興を図っていくことが求められる。

従って、本事業の委託業者の選定に当たっては、これらの実績やノウハウの有無により履行内容に顕著な差異が生じるものと考えられることから、本事業についてはその性質が競争入札に適さず、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規程に基づき、随意契約を締結するものである。

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号
- 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

公益財団法人京都高度技術研究所は、ライフサイエンス、ソフトウェア技術、メカトロニクス技術のほか、情報技術、環境技術、ナノテクノロジー等の先端科学技術及び関連する科学技術の諸分野に関する研究、開発、調査等を行い、その進歩発展と地元産業への技術移転を図り、もって科学技術の振興と地域社会の発展に寄与している。

同財団は、平成15年度から「京都バイオシティ構想」の推進に関する業務を受託し、関連事業の企画及び実施・運営や「京都バイオ産業技術フォーラム」の運営等に取り組んできたほか、平成17年度からは、経済産業省の「広域的新事業支援ネットワーク拠点重点強化事業」を導入し、バイオ計測・分析分野を中心とした分科会活動等を通じ、京都地域のライフサイエンス関連企業を中心に、マッチングコーディネーターや技術評価・販路開拓支援による新規プロジェクト創出、事業化、企業間ネットワーク構築に取り組んでおり、ライフサイエンス関連産業に関する広い知識と京都地域のライフサイエンス関連企業とのネットワークを有している。

また、同財団は、「京都バイオ産業技術フォーラム」、「広域的新事業支援ネットワーク拠点重点強化事業」及び「知的クラスター創成事業」（京都ナノテク事業創成クラスター）、「知的クラスター創成事業（第Ⅱ期）」（京都環境ナノクラスター）等の活動によって、多くのライフサイエンス関連の大学研究者とのネットワークを有している。

更に、同財団は、本市が出捐する研究機関として、京都市地域プラットフォーム事業の事務局や知的クラスター創成事業の中核機関などを受け持ち、これまで数々の本市重要施策に関与し、豊富な経験、知識、技能、関係機関とのネットワーク等を有している。

このため、同財団は本事業の実施に当たって求められる、ライフサイエンス関連産業に関する広い知識、本市産業振興行政に関する広範な知識、市内のライフサイエンス関連企業や大学研究者とのネットワーク及びそのネットワークを活用してライフサイエンス関連産業の振興を図るノウハウを有することのすべての条件を満たし、かつ京都市内でこれらの条件を満たす唯一の機関である。よって、本事業は同財団のみが実施可能である。

11 その他

随意契約締結結果報告書

1 件名

「京都大学国際科学イノベーション拠点における産学公連携支援拠点事業」に関する業務

2 担当所属名

産業観光局新産業振興室

3 契約締結日

平成29年4月1日

4 履行期間

平成29年4月1日～平成30年3月31日

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市下京区中堂寺南町134番地
公益財団法人京都高度技術研究所

6 契約金額（税込み）

10,500,000円

7 契約内容

- (1) 「京都大学国際科学イノベーション拠点における産学公連携支援拠点事業」における産学公連携コーディネーション活動の実施
- (2) 同事業の企画，調査及び運営
- (3) 同事業に係る京都大学との連絡・調整，情報収集，手続処理・書類作成 など

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本事業は，国内外の大学や研究機関，企業等，産学公が共同で事業化を目指す研究開発の推進等を行うため，京都大学が設置する「国際科学イノベーション拠点」に参画し，地元企業の参画や実証実験でのフィールド検討など，大学の研究現場に密着した活動を行うとともに，産学公連携による研究開発及びその成果の事業化促進等を行うものである。

本事業の実施に当たっては，当該拠点で取り込まれる医学・工学・薬学等の幅広い分野に関する知識が必要であることはもとより，本市産業振興行政に関する広範な知識のほか，市内の研究開発型企業や大学研究者とのネットワークを有し，そのネットワークを活用して，京都地域の医療産業の振興を図っていくことが求められる。

従って，本事業の委託業者の選定に当たっては，これらの実績やノウハウの有無により履行内容に顕著な差異が生じるものと考えられることから，本事業についてはその性質が競争入札に適さず，地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン2(1)ウ）に基づき，随意契約を締結するものである。

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号
- 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

公益財団法人京都高度技術研究所は、ライフサイエンス、ソフトウェア技術、メカトロニクス技術のほか、情報技術、環境技術、ナノテクノロジー等の先端科学技術及び関連する科学技術の諸分野に関する研究、開発、調査等を行い、その進歩発展と地元産業への技術移転を図り、もって科学技術の振興と地域社会の発展に寄与している。

同財団は、平成15年度から「京都バイオシティ構想」の推進に関する業務を受託し、関連事業の企画及び実施・運営や「京都バイオ産業技術フォーラム」の運営等に取り組んできた。平成16年度からは、国立研究開発法人科学技術振興機構の公募事業である地域結集型共同研究事業「ナノメディシン拠点形成の基盤技術開発」に中核機関（事務局）として参画してきた。また、平成22年度から実施した「医工産学公連携支援事業」や平成23年度から実施した「京都発革新的医療技術研究開発助成事業」の業務を受託し、これまで、本市の重要施策に関与し、豊富な経験や技能等を有している。

産学公連携による研究開発及びその成果の事業化促進等を行う本事業は、これまで培われた市内の研究開発型企业や大学研究者とのネットワークを活用して、事業の遂行を行う必要があるとともに、ネットワークの活用によって効果的、効率的な事業の遂行が見込まれるものであり、本財団はこれらすべての条件を有し、かつ京都市内でこれらの条件を満たす唯一の機関である。よって、本事業は同財団のみが実施可能である。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
「ライフサイエンスベンチャー創出支援事業」に関する業務
- 2 担当所属名
産業観光局新産業振興室
- 3 契約締結日
平成29年4月1日
- 4 履行期間
平成29年4月1日～平成30年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区中堂寺南町134番地
公益財団法人京都高度技術研究所
- 6 契約金額（税込み）
10,500,000円
- 7 契約内容
 - (1) ビジネスモデル構築のための講座等の開催
 - (2) 起業希望者への助言，市場性調査等の支援
 - (3) 「ライフサイエンスベンチャー創出支援事業」に係る関係機関との連絡調整，情報収集 など
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本事業は，起業意欲を持つ若者等を対象に，ライフサイエンス分野におけるビジネスモデル構築に向けた実践的な支援を行うことで，ベンチャー企業の経営を担うことができる人材を育成し，大学等の技術シーズの事業化促進を図るものである。

本事業の実施に当たっては，ベンチャー企業の創業支援に関する知識・経験，先端医療・福祉・介護等のライフサイエンス分野の技術及びビジネスモデルの目利きに関する知識を併せ持つ必要があることはもとより，本市産業振興行政に関する広範な知識のほか，技術シーズを持つ大学研究者，市内の金融機関・投資家等との広いネットワークを有し，そのネットワークを活用して支援を行うことが求められる。

従って，本事業の委託業者の選定に当たっては，これらの実績やノウハウの有無により履行内容に顕著な差異が生じるものと考えられることから，本事業についてはその性質が競争入札に適さず，地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン2(1)ウ）に基づき，随意契約を締結するものである。

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号
- 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

公益財団法人京都高度技術研究所は、ライフサイエンス、ICT・ナノテクノロジーなど科学技術の振興事業、企業や大学、公的研究機関との産学公連携による新事業の創出、起業家・専門家人材育成等を行うことで、科学技術の振興と地域社会の発展に寄与している。

同財団は、平成9年度から、ベンチャー企業の事業プランの事業性、技術・アイデアなどを評価・ランク認定するベンチャー企業目利き委員会を運営しており、平成11年度からは「京都市地域プラットフォーム事業」として、ベンチャー創業に係る講座の実施や創業準備スペースの運営を行ってきた。また、平成25年に開所された京都市成長産業創造センターの運営を担うとともに、独立行政法人中小企業基盤整備機構が運営するクリエイション・コア京都御車や京大桂ベンチャープラザヘインキュベーション・マネージャーを派遣し、入居している中小・ベンチャー企業等の支援を行うなど、ベンチャー支援に関する豊富な経験や実績を有しており、こうした業務を進める中で培われた、ベンチャーキャピタルや銀行、企業家等とのネットワークも有している。さらに、平成22年度に開設した「京都市医工薬産学公連携支援オフィス」（平成27年度に「京都市ライフイノベーション創出支援センター」へ改称）の運営や、「京都発革新的医療技術研究開発助成事業」の業務を受託し、大学研究者や市内中小・ベンチャー企業における研究開発の支援を行うことにより、ライフサイエンス分野における豊富な経験や知識、研究者等とのネットワークを有している。

ライフサイエンス分野におけるベンチャー創業の支援を行う本事業は、ベンチャー創業等に係る支援のノウハウを活用し、ライフサイエンス分野の産業振興の一環として事業の遂行を行う必要性があるとともに、ネットワークを活用することによって効果的かつ効率的な事業の遂行が見込まれるものであり、本財団はこれらの条件を有し、かつ京都市内でこれらの条件を満たす唯一の機関である。よって、本事業は同財団のみが実施可能である。

11 その他

随意契約締結結果報告書

1 件名

「地域産学官共同研究拠点事業（バイオ計測プロジェクト）」に関する業務

2 担当所属名

産業観光局新産業振興室

3 契約締結日

平成29年4月1日

4 履行期間

平成29年4月1日～平成30年3月31日

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市下京区中堂寺栗田町9-1
地方独立行政法人京都市産業技術研究所

6 契約金額（税込み）

51,525,000円

7 契約内容

- (1) 「地域産学官共同研究拠点事業（京都バイオ計測プロジェクト）」に係る調査及び過年度事業報告ならびに年度事業計画の作成
- (2) 同事業に係る日常管理事務（予算執行・管理，機器貸付，収納管理，機器故障対応，物品交換対応等）
- (3) 高度研究機器を活用した研究開発への技術支援（機器使用方法の指導等）
- (4) 高度研究機器の利用促進及び普及活動（成果発表会・講演会・セミナー等の実施，視察・見学対応，展示会出展等）
- (5) 高度研究機器を活用した人材育成事業（講習会，研修会の企画・実施）

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本事業は，国立研究開発法人科学技術振興機構により京都地域に無償譲渡された高度研究機器を京都市リサーチパーク地区に配置し，これまで京都市が進めてきた「京都バイオシティ構想」の産学公連携による成果及び「京都市ライフイノベーション推進戦略」における取組を地域イノベーションに結び付け，地域経済の活性化を図る事業である。

このため，本事業の実施に当たっては，ライフサイエンス関連産業に関する広範かつ専門的な知識が必要であることはもとより，本市産業振興行政，中でもライフサイエンス分野の産業戦略・都市政策として策定した「京都市ライフイノベーション推進戦略」に関する広範な知識のほか，市内のライフサイエンス関連企業や大学研究者とのネットワークを有し，そのネットワークを活用して，ライフサイエンス関連産業の振興を図っていくことが求められる。

従って，本事業の委託業者の選定に当たっては，これらの実績やノウハウの有無により履行内容

に顕著な差異が生じるものと考えられることから、本事業についてはその性質が競争入札に適さず、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン2(1)ウ）に基づき、随意契約を締結するものである。

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

地方独立行政法人京都市産業技術研究所は、平成26年4月をもって、本市から地方独立行政法人へ移行し、地域産業の発展を促す試験分析、地域産業育成、技術支援指導等を担う公設試験研究機関として、染織技術、繊維材料をはじめ、高分子、金属、窯業、表面処理、ライフサイエンス、デザイン等幅広い分野の研究や技術支援等を実施し、地元産業への技術移転を図り、地域社会の発展に寄与している。

同法人は、平成27年度まで公益財団法人京都高度技術研究所が実施してきた地域産学官共同研究拠点事業（バイオ計測プロジェクト）における補助業務を平成26年度から受託し、高度研究機器の利用促進及び普及活動、また高度研究機器を活用した研究開発及び人材育成事業等において、同種の高度研究機器を管理してきた経験・技術的なノウハウ、研究機器を扱う技術者等の人的資源が豊富である体制等を踏まえ、同事業に関わり、支援してきた実績がある。

また、バイオ計測・分析分野を中心とした分科会活動等にも積極的に関与し、ライフサイエンス関連企業及び大学を中心に、研究開発支援、技術の高度化、産学公等の共同研究支援、大学研究の深化など、企業及び大学とのネットワーク構築に取り組んでおり、ライフサイエンス関連産業に関する幅広い知識及び京都地域のライフサイエンス関連企業・大学とのネットワークを有している。

更に、同法人は、平成26年3月まで本市の機関として、市の重要施策に関与し、豊富な経験、知識、技能、関係機関とのネットワーク等を有している。

なお、平成27年度まで同事業を受託してきた公益財団法人京都高度技術研究所については、平成28年3月末をもって、同事業を実施してきたライフサイエンス事業部が廃止されたことに伴い、平成28年4月以降、同事業を実施する体制が取れなくなっている。

以上から、地方独立行政法人京都市産業技術研究所は本事業の実施に当たって求められる、ライフサイエンス関連産業に関する幅広い知識、本市産業振興行政に関する広範な知識、市内のライフサイエンス関連企業や大学研究者とのネットワーク及びそのネットワークを活用してライフサイエンス関連産業の振興を図るノウハウを有することのすべての条件を満たし、かつ京都市内でこれらの条件を満たす唯一の機関である。よって、本事業は同法人のみが実施可能である。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
平成29年度新事業創出型事業施設等活用推進事業（入居者支援人材配置）業務委託
- 2 担当所属名
産業観光局新産業振興室
- 3 契約締結日
平成29年4月1日
- 4 履行期間
平成29年4月1日～平成30年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区中堂寺南町134番地
公益財団法人京都高度技術研究所
- 6 契約金額（税込み）
25,781,000円
- 7 契約内容
インキュベーション・マネージャーの配置（京大桂ベンチャープラザ（北館）及び（南館）：延べ毎月28日程度3名，クリエイション・コア京都御車：述べ毎月12日程度1名）により，経営や技術開発に関する支援，内外とのネットワークの構築の入居者支等の推進を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本事業の目的は，スタートアップ期にある大学の研究成果を事業化するベンチャー・中小企業を主な支援対象とする「京大桂ベンチャープラザ（北館）」及び新たな事業展開を図ろうとする成長中期以降の企業を主な支援対象とする「京大桂ベンチャープラザ（南館）」並びにライフサイエンス関連産業の創出を図るための中小・ベンチャー企業を主な支援対象とする「クリエイション・コア京都御車」の3施設の入居者に対し，専門的な立場から支援を行うことによってベンチャー・中小企業の成長促進や大学発ベンチャーの創出及び育成に資することである。
本事業の実施にあたっては，市内インキュベーション事業に関する豊富な経験や実績，本市産業振興行政に関する広範な知識のほか，市内の関連企業や大学，他の産業支援機関等とのネットワークを有し，そのネットワークを活用して京都市域のベンチャー・中小企業の成長促進等を図っていくことが求められる。
従って，本事業の委託業者の選定に当たっては，これらの実績やノウハウの有無により履行内容に顕著な差異が生じるものと考えられることから，本事業については目的が競争入札に適さず，価格以外の要素における競争によって相手方を選定することが適当である。このため，京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン2-(1)-ウに該当し，競争入札には適さないため，地方自治法施行令167条の2第1項第2号の規定に基づき，随意契約を締結した。

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号
- 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

公益財団法人京都高度技術研究所は、本市が出捐して設立した公益財団法人であり、ソフトウェア、メカトロニクス、情報技術、環境、ライフサイエンス及びナノテクノロジー等の先端科学技術及び関連する科学技術の諸分野に関する研究、開発、調査等を行い、その進歩発展と地元産業への技術移転を図り、もって科学技術の振興と地域社会の発展に寄与している財団である。

当財団は、本市が支援を行っていたベンチャービジネス・インキュベーション・ラボラトリー（VIL）をはじめ、創業支援工場（VIF）、京都市成長産業創造センターの管理運営を行うなど、インキュベーション事業の実績やベンチャー企業に対する支援に関する長年にわたる実績がある。

また、知的クラスター創成事業及び地域結集型共同研究事業の中核機関を担い、本市が取組を進める主要な産学公連携プロジェクトの研究開発に関する豊富な経験と実績や本市産業振興行政に関する広範な知識を持つ。更に、当財団はこれらの産学公連携プロジェクトの推進を通じて、市内の関連企業や大学、他の産業支援機関等との豊富なネットワークも構築している。

以上のことから、同財団は本事業の実施に当たって求められる市内インキュベーション事業に関する豊富な経験や実績、本市産業振興行政に関する広範な知識のほか、市内の関連企業や大学、他の産業支援機関等とのネットワーク、及びそのネットワークを活用して京都市域のベンチャー・中小企業の成長促進等を図ることの条件を満たし、かつ京都市内でこれらの条件を満たす唯一の機関である。よって、本事業を同財団に委託した。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都大学イノベーションプラザを拠点とした地域科学振興事業に関する業務委託
- 2 担当所属名
産業観光局新産業振興室
- 3 契約締結日
平成29年4月1日
- 4 履行期間
平成29年4月1日～平成30年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区中堂寺南町134番地
公益財団法人京都高度技術研究所
- 6 契約金額（税込み）
19,919,000円
- 7 契約内容
コーディネーターの配置（延べ週10日勤務以上）により、産学連携による研究開発の促進、産学交流の促進、情報発信、広域コーディネート活動の推進を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本事業の目的は、京都地域における科学技術振興及び新産業創出に向け、京都大学イノベーションプラザを拠点として京都大学と連携し、コーディネーターを配置して技術シーズとニーズのマッチングを行う等、産学公連携による新技術移転や地域の優れた研究成果の事業化促進等に取り組むものである。
本事業の実施にあたっては、産学公連携に関する豊富な経験や実績、本市産業振興行政に関する広範な知識のほか、市内の関連企業や大学、他の産業支援機関等とのネットワークを有し、そのネットワークを活用して京都市域の産業科学技術振興を図っていくことが求められる。
従って、本事業の委託業者の選定に当たっては、これらの実績やノウハウの有無により履行内容に顕著な差異が生じるものと考えられることから、本事業については性質又は目的が競争入札に適さず、価格以外の要素における競争によって相手方を選定することが適当である。このため、京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン2-1-ウに該当し、競争入札には適さないため、地方自治法施行令167条の2第1項第2号の規定に基づき、随意契約を締結した。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

公益財団法人京都高度技術研究所は、本市が出捐して設立した公益財団法人であり、ソフトウェア、メカトロニクス、情報技術、環境、ライフサイエンス及びナノテクノロジー等の先端科学技術及び関連する科学技術の諸分野に関する研究、開発、調査等を行い、その進歩発展と地元産業への技術移転を図り、もって科学技術の振興と地域社会の発展に寄与している財団である。

当財団は、知的クラスター創成事業及び地域結集型共同研究事業の中核機関を担い、本市が取組を進める主要な産学公連携プロジェクトの研究開発に関する豊富な経験と実績や本市産業振興行政に関する広範な知識を持つ。また、当財団はこれらの産学公連携プロジェクトの推進を通じて、大学や企業の研究者との豊富なネットワークも構築している。

以上のことから、同財団は本事業の実施に当たって求められる産学公連携に関する豊富な経験や実績、本市産業振興行政に関する広範な知識のほか、市内の関連企業や大学、他の産業支援機関等とのネットワークを有することの条件を満たし、かつ京都市内でこれらの条件を満たす唯一の機関である。よって、本事業を同財団に委託した。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
平成29年度京都高度技術研究所ビル建築設備総合管理契約
- 2 担当所属名
産業観光局新産業振興室
- 3 契約締結日
平成29年4月1日
- 4 履行期間
平成29年4月1日～平成30年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区中堂寺南町134番地
京都リサーチパーク株式会社
- 6 契約金額（税込み）
44,431,872円
- 7 契約内容
 - (1) 電気設備、空調設備、給排水衛生設備等の運転保守管理
 - (2) 電気工作物等の工事、維持及び運用に関する保安監督並びに保安のための監視、点検及び検査
 - (3) 防犯管理
 - (4) 防災管理
 - (5) 照明制御
 - (6) エレベーターの監視、制御
 - (7) 放送映像の再送信
 - (8) 一般ゴミ及び廃棄物の処理
 - (9) 設備に関する非常措置
 - (10) 建築物及び建築設備の法定定期調査
- 8 随意契約の理由
本業務は、京都リサーチパーク地区にある京都高度技術研究所ビルの建築設備総合管理業務の実施を行うものである。
京都リサーチパーク地区においては、京都リサーチパーク株式会社が設備等を一括管理しており、エレベーター、空調、電子錠の遠隔監視・操作をはじめ、京都高度技術研究所ビルの機械設備、情報システム等も接続して管理しているため、設備、システムの保守管理業者以外では責任区分が不明確になるのみならず、障害発生時の原因究明・故障修理などの緊急時の対処も不可能であることから、京都リサーチパーク株式会社しか契約の内容を履行できないため、当該業者に委託するものである。

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号
- 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
平成29年度京都市中小企業海外展開支援事業に係る業務委託
- 2 担当所属名
産業観光局新産業振興室
- 3 契約締結日
平成29年4月1日
- 4 履行期間
平成29年4月1日～平成30年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区中堂寺南町134番地
公益財団法人京都高度技術研究所
- 6 契約金額（税込み）
6,000,000円
- 7 契約内容
(1) 海外展開支援窓口の設置
(2) 海外展開支援コーディネータによる支援活動
- 8 随意契約の理由
委託業務については、海外の経済情勢や市場動向に精通するとともに、海外商社とのネットワークを有し、中小企業の日線で海外展開の支援を行えるコーディネータを確保できること及び中小企業の経営支援や成長支援に関する豊富な経験、実績等に基づくノウハウ等により履行内容に顕著な差異が現れる。従って、前述のような人材確保や経営支援の実績等、価格以外の要素に基づき契約の相手方を選定する必要があり、競争入札に適さないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドラインにおける随意契約を行うことができる場合の基準2(1)の規定により随意契約を締結する。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

本事業は中小企業の経営力向上の支援に留まらず、中小企業の成長支援を通じて京都経済の発展につながるという高い公益性を追求するものであり、公益財団法人京都高度技術研究所の設置理念に極めて合致している。

また、同財団は、業務遂行能力について、以下の(1)~(3)の点で高い優位性を有している。

- (1) 経営支援、産学連携など高い専門性を有するコーディネータが在籍しており、そのネットワークを活かして当該業務を遂行するに相応しい海外展開支援コーディネータを確保することが可能である。また、コーディネータの能力を最大限に発揮させるための高い指導・管理能力を有しているとともに、コーディネータ同士の連携により、より高い支援効果が期待できる。
- (2) 京都市で全国に先駆けて実施しているAランク認定制度、オスカー認定制度を運用し、ベンチャー企業の発掘や中小企業の経営革新の支援など中小企業の経営支援や成長支援の豊富な経験とノウハウを有している。
- (3) 京都市地域プラットフォーム事業の中核的役割を担っており、産学公連携の枠組みを通じて支援機関の強固なネットワークを構築し、それを活用した支援を行っている。

以上のことから、同財団は本事業を遂行するうえで不可欠な能力を有する唯一の機関であり、本事業の委託先としてふさわしいことから契約を締結する。

11 その他

特になし

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
平成29年度京都市グリーン産業振興ビジョン推進事業に係る業務委託
- 2 担当所属名
産業観光局新産業振興室
- 3 契約締結日
平成29年4月1日
- 4 履行期間
平成29年4月1日～平成30年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区中堂寺南町134番地
公益財団法人京都高度技術研究所（以下「ASTEM」という。）
- 6 契約金額（税込み）
9,000,000円
- 7 契約内容
 - (1) KGC-netの運営
 - (2) 企業の事業化支援
 - (3) その他本事業推進に関し必要な事項
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本業務は、本市におけるグリーン（環境・エネルギー）産業の創出を図るため、平成26年5月に策定した「京都市グリーン産業振興ビジョン」に関し、京都の強みを最大限に生かし、「化学技術」領域における産学公連携による研究開発を強化し、環境及びエネルギー問題の解決に資するグリーン技術を確立し、その成果をもとに新事業創出を図ることを目的に設立した「京都グリーンケミカル・ネットワーク」（以下「KGC-net」という。）を運営するとともに、KGC-net会員企業の事業化支援を行うものである。

本業務の実施に当たっては、以下の能力が求められる。

 - ①化学技術や本市産業振興行政等に関する広範な知識を有する。
 - ②KGC-netの会員企業等や大学が持つ知的・技術的資源を適切にマッチングすることにより、着実にプロジェクト創出に結び付けていく。
 - ③地域における環境・エネルギー分野の産学公連携についてのネットワークを活用し、主体間の調整を行う。

したがって、本業務は複数の条件を満たすことが必要であるものの、すべての条件を満たす者が1者に特定されるため、性質又は目的が競争入札に適さないことから、「地方自治法施行令」第167条の2第1項第2号及び「京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン」2(1)ウの規定に基づき、随意契約を締結する。

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

ASTEMは、ソフトウェア技術、メカトロニクス技術のほか、情報技術、環境技術、ライフサイエンス、ナノテクノロジー等の先端科学技術及び関連する科学技術の諸分野に関する研究、開発、調査等を行い、その進歩発展と地元産業への技術移転を図り、もって科学技術の振興と地域社会の発展に寄与している。

平成14年度からは、知的クラスター創成事業を実施するとともに、平成20年度からは同事業第Ⅱ期中核機関として、環境・エネルギー分野におけるナノテクノロジーを題材とした、マッチングコーディネートや技術評価・販路開拓支援による新規プロジェクト創出、事業化、企業間ネットワーク構築に取り組んでおり、環境・エネルギー産業に関する広い知識、京都地域の関連企業とのネットワーク及び多くの大学研究者とのネットワークを有している。

さらに平成25年度からは、地域イノベーション戦略支援プログラムやスーパークラスタープログラムの中核機関等を担い、これまで数々の本市重要施策に関与し、豊富な経験、知識、技能、関係機関とのネットワーク等を有している。

このため、ASTEMは本市産業振興行政等に関する広範な知識を有するほか、地域における環境・エネルギー分野の産学公連携についてのネットワークを活用して、主体間の調整を行う能力を有するなど、本事業の実施に当たって求められるすべての条件を満たし、かつ京都市内でこれらの条件を満たす唯一の機関であるため。

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
「地域産学官共同研究拠点事業（先端光加工プロジェクト）」に関する業務
- 2 担当所属名
産業観光局新産業振興室
- 3 契約締結日
平成29年4月1日
- 4 履行期間
平成29年4月1日～平成30年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市西京区御陵大原1-39
次世代レーザープロセッシング技術研究組合
- 6 契約金額（税込み）
35,700,000円
- 7 契約内容
 - (1) 事業推進のための事務
 - (2) 機器を活用した共同研究の推進及び推進支援
 - (3) 機器の利用支援、高度研究・技術人材育成の実施
 - (4) 機器の利用促進のための広報活動
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本業務は複数の条件を満たすことが必要であるものの、すべての条件を満たす者が1者に特定されるため、性質又は目的が競争入札に適さないことから、「地方自治法施行令」第167条の2第1項第2号及び「京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン」2(1)ウの規定に基づき、随意契約を締結するものである。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
次世代レーザープロセッシング技術研究組合は、京都大学大学院工学研究科平尾一之 教授及び三浦清貴教授の発起により、パナソニック株式会社、浜松ホトニクス株式会社、日本電気硝子株式会社、日立造船株式会社が組合員となり設立された技術研究組合である。

同組合は、様々な物質の物理的・化学的特性を物質の表面、内部を問わず三次元的に変化させることが可能な超短パルスレーザーによる物質加工技術を基盤として、国際競争力を有するハイスループット（大量処理）・超高速・高効率・低コストでの処理が可能な次世代レーザープロセッシング技術の試験研究を実施することで、情報、環境、安全・安心、エネルギー等の広範な分野が抱える技術的諸問題に対応可能な基盤技術の構築を図ることを目的としている。

同組合では、「次世代レーザープロセッシング技術に関する試験研究」に関する技術開発において、各組合員の得意とする技術・ノウハウを持っており、それらを相互補完することによって、効率的かつ競争力を持った技術開発を可能としている。また、各組合員はそれぞれの技術において関連する市内企業群と連携している。

したがって、先端光加工技術に関する幅広く、専門的な知識を有することはもとより、市内外の加工関連企業や大学研究者とのネットワークを活用し、先端光加工技術及び先端光加工産業の振興を図るノウハウを有することから、同組合は、本事業の実施に当たって求められるすべての条件を満たし、かつ京都市内でこれらの条件を満たす唯一の機関であるため、委託先として選定する。

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
未来の京都の成長・発展を支える学術研究・先端産業等用地の創出に係る調査業務
- 2 担当所属名
産業観光局新産業振興室
- 3 契約締結日
平成29年8月30日
- 4 履行期間
契約締結日の翌日～平成30年3月20日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪市北区梅田2丁目5番25
三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社
- 6 契約金額（税込み）
10,000,000円
- 7 契約内容
学術研究等産業集積のあり方や、用地創出の手法等の検討を行うため、以下の内容を実施する。
 - 1 企業のニーズ調査
 - 2 調査・分析，研究業務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
調査の実施に当たっては、受託者の経験、能力が成果物に与える影響が大きく、価格以外に都市計画等に関する理解や専門知識の深度を考慮する必要があるため、競争入札により価格のみで業者を決定することに適さないため、随意契約とする。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
本業務の委託先の選定に当たっては、一定基準を満たす業者に対し、業務の遂行方法等に関する企画提案書の提出を求め、受託候補者選定に係る会議において審査のうえ、最良な企画提案書を提出した事業者を契約の相手方とする公募型プロポーザル方式を採用した。審査の結果、三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社を受託事業者として決定した。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
平成29年度「京都市認定通訳ガイド育成及び活躍支援事業」
- 2 担当所属名
産業観光局観光MICE推進室
- 3 契約締結日
平成29年4月1日
- 4 履行期間
平成29年4月1日から平成30年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区河原町通三条上ル恵比須町427番地 京都朝日会館3階
公益社団法人京都市観光協会
- 6 契約金額（税込み）
20,000,000円
- 7 契約内容
京都市認定通訳ガイド育成及び活躍支援事業に関する業務

8 随意契約の理由

本事業は、研修受講生の募集・選考するとともに、一般知識やホスピタリティ、旅程管理等を学ぶ基礎研修及び京都の奥深い魅力を学ぶ専門研修の内容の検討・実施、認定を受けたガイドの活躍支援を行うなど、認定通訳ガイド制度を運営するものである。

事業実施には、外国人旅行者のニーズを把握したうえで、京都の伝統文化や伝統産業をはじめ、幅広い分野の奥深い内容を適切に研修カリキュラムに取り込む必要があり、また、育成したガイドが観光業界で活用されるために受け入れ側の施設・事業者へのきめ細かな説明・情報発信を行うことが必要となる。したがって、本事業の実施に当たっては、京都が有する観光コンテンツに対する十分な理解と観光事業者とのネットワークに加え、海外のニーズを機微に把握するために、海外の旅行者を対象とした事業に豊富な実績を有し、旅行市場に精通するとともに、特定の事業者には偏らず、公平な立場から事業実施できる主体の選定が必要である。

従って、実績やノウハウの有無等により履行内容に顕著な差異が生じるものと考えられることから、本事業については性質又は目的が競争入札に適さず、価格以外の要素における競争によって相手方を選定することが適当である。

公益財団法人京都文化交流コンベンションビューロー（以下「ビューロー」という。）は、約20年にわたって実施されてきた京都への外客誘致のノウハウを有するとともに、京都の観光コンテンツに対する十分な理解があり、本市と密に連携して数々の外客誘致や受け入れのための取組を行っている。さらに、外客誘致、受入環境整備及びMICE誘致等を進める、観光事業者等からなる300以上の会員を有する公益財団法人であることから、京都の観光事情にも精通しているのはもちろんのこと、地元事業者との緊密なネットワークを有しつつも、特定の事業者には偏らず、公平な立場から京都観光の受入環境整備を行うことができる。

このような主体はこれまでビューローに限定されたが、京都市版 DMO（※）の構築に伴い、本年度からインバウンド受入業務がビューローから DMO 候補法人の登録を受けた公益社団法人京都市観光協会（以下「協会」という。）に事務局スタッフを含めて移管されるため、協会が上記の要件を持つこととなる。このため、「地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号」及び「京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン 2-(1)-(ウ)」に基づき随意契約を行うものとし、協会を委託事業者として選定する。

※DMO Destination Management/Marketing Organization

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 10 条第 1 項第 号
- 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

10 契約の相手方の選定理由

上記 8 のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
平成29年度分「京都観光Navi」の管理運営に関する委託
(公益財団法人京都高度技術研究所委託分)
- 2 担当所属名
産業観光局観光MICE推進室
- 3 契約締結日
平成29年4月1日
- 4 履行期間
平成29年4月1日から平成30年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区中堂寺南町134番地 京都リサーチパーク内
公益財団法人京都高度技術研究所
- 6 契約金額(税込み)
14,127,000円
- 7 契約内容
「京都観光Navi」の管理運営を行う。
- 8 随意契約の理由
「京都観光 Navi」は、観光客や市民などが多様な京都観光情報を必要に応じて取り出せるシステムとして、平成9年3月から運用を開始し、平成9年11月から英語版及びインターネット版、平成11年12月から携帯端末版、平成16年3月から行政区別観光情報版の発信を行っており、その運営に当たっては膨大な観光情報(約6,000データとそれに付随する地図・写真)を的確に管理し、最新情報や追加データ等を正確かつ迅速に更新していくとともに、利用者ニーズに適したシステム改善等を進めていく必要がある。
本件業務を履行可能な相手方は、「京都観光 Navi」の開発団体であるとともに、同システムのプログラムに係る著作権を所有しており、同プログラムの形式に適合した形での新規データの入力・既存データの修正・システム改善等を容易に進めていくことができる公益財団法人京都高度技術研究所の他にはないため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第1号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
海外メディア取材支援事業
- 2 担当所属名
産業観光局観光M I C E推進室
- 3 契約締結日
平成29年4月1日
- 4 履行期間
平成29年4月1日から平成30年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区烏丸通夷川上ル少将井町240番地京都商工会議所5階
公益財団法人京都文化交流コンベンションビューロー
- 6 契約金額（税込み）
23,142,000円
- 7 契約内容
海外メディア招請に係る支援
- 8 随意契約の理由
本件委託業務では、世界各国で影響を持つ雑誌等のメディア関係者に対して、適切に京都での取材に関する要望に対する処理を行うと共に、取材先への許可申請等を行う必要がある。
これまで、同事業については、本市及び観光関連団体・企業からなる公益財団法人京都文化交流コンベンションビューローにおいて業務を実施し、多くのメディア関係を誘致してきた。これまでメディア関係者を誘致してきた際に構築してきたメディア関係者との密接な繋がりを有するのみならず、メディア対応の経験を生かしてマーケットに訴求するコンテンツを効果的かつ適切に発信できるなど、メディアを通じた外客誘致に向けたノウハウと本市の観光事情に精通し、また、効果的な情報発信により本業務を遂行できるのは、公益財団法人京都文化交流コンベンションビューローのみであるため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市海外情報拠点運営事業
- 2 担当所属名
産業観光局観光MICE推進室
- 3 契約締結日
平成29年4月1日
- 4 履行期間
平成29年4月1日から平成30年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区烏丸通夷川上ル少将井町240番地京都商工会議所5階
公益財団法人京都文化交流コンベンションビューロー
- 6 契約金額（税込み）
36,485,000円
- 7 契約内容
アメリカ合衆国、台湾、韓国、中国、オーストラリア、フランス、ドイツ、イギリス、香港、ドバイ、クアラルンプールの11箇所における京都市海外情報拠点における、情報発信業務、情報収集業務、現地受入業務、報告業務の委託
- 8 随意契約の理由
本業務の実施に当たっては、京都の観光事業に精通し、本市の方針に基づいて海外の旅行業界に広く働きかけることのできる主体の選定が必要であり、主として価格以外の要素における競争によって契約の相手方を選定する必要があることから、性質又は目的が競争入札に適さないため、地方自治法施行令167条の2第1項第2号及び京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドラインにおける随意契約を行うことができる場合の基準2（1）イの規定に基づき、随意契約を締結することとする。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
平成23年度まで同事業については、本市及び市内の観光関連団体・企業からなる京都国際観光客誘致推進協議会へ委託を行ってきたが、より効率的な事業実施に向けて、平成24年度より同協議会が本市及び市内の観光関連団体・企業からなる「公益財団法人京都文化交流コンベンションビ

ューロー」(以下「KCB」)へ統合されることとなった。これに伴い、同協議会の有する海外プロモーション及び海外からの旅行エージェント、マスコミ関係者の招請事業等に関する実績や、同協議会が築いてきた本市重点市場における旅行業界との密接な関係についても、KCBへ引き継がれることとなった。この結果、それまで蓄積されてきた外客誘致のノウハウを有するとともに、本市の観光事情にも精通しており、本業務を適切かつ効果的に実施することができるのは、KCBのみであるため、KCBを委託先として選定した。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
グローバルMICE都市としてのマーケティング戦略推進事業
- 2 担当所属名
産業観光局観光MICE推進室
- 3 契約締結日
平成29年4月1日
- 4 履行期間
平成29年4月1日から平成30年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所、商号及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者名）
京都市中京区烏丸通夷川上ル少将井町240番地 京都商工会議所ビル5階
公益財団法人京都文化交流コンベンションビューロー
- 6 契約金額（税込み）
7,500,000円
- 7 契約内容
「世界があこがれる観光MICE都市への更なる飛躍」を目指しMICE誘致に取り組むため、平成28年度から引き続き、MI専門官を配置し、より経済効果が高いMI誘致を推進する。また、京都のMICEにおける重要な位置付けである学術系会議の把握のため、平成28年度に引き続き大学との連携強化によるMICE説明会の実施、会議開催状況や大学の卒業生組織等へ対しセールスを行い、学会誘致等をはじめとした更なるMICE会議の誘致を働きかける。
更に、MICEに係るステークホルダー間連携を高めるため、平成28年度に引き続き、京都市内のMICEビジネスに関わる関係者を集め、課題や情報の共有を図る「京都市MICE会議」等を開催する。
- 8 随意契約の理由
本事業は、平成25年に観光庁からMICE誘致の潜在能力が高い都市を集中的に支援する「グローバルMICE戦略都市」の一つに本市が選定されたことから、海外のMICE専門家によるコンサルティングを受け、その指摘に基づき展開する事業である。
本事業の推進に当たっては、海外のMICE専門家によるコンサルティングを受け、そのコンサルティングの指摘を受けた内容を現実的に実現できる能力を有していること、MICE主催者や関係者、PCOなどとのネットワークを活用して、本市へのMICE誘致を積極的に図っていくことが求められる。

(公財) 京都文化交流コンベンションビューロー (以下、「ビューロー」という。) は、京都市と連携・共同して市内外において、MICE主催者やPCOに対して誘致や開催に係る支援を積極的に行い、ノウハウなどをもとにMICE誘致を有効的に実施しており、コンサルティングの指摘等に対応でき、また、市内のMICE関係者及び大学等との連携・調整を行い、市内で開催されるMICEを熟知しており、本市におけるMICE開催支援に伴うネットワークも有している。

よって、本市と連携し事業を進めることができ、これまでのMICE誘致や開催支援に関するノウハウを持ち、かつ本市におけるMICE誘致や開催支援に係る幅広いネットワークを有している団体は、ビューローのみであるため、ビューローと一者随意契約を行った。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都観光サポーター制度に係る企画・運営業務
- 2 担当所属名
産業観光局観光MICE推進室
- 3 契約締結日
平成29年4月1日
- 4 履行期間
平成29年4月1日から平成30年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区烏丸通二条上る蒔絵屋町256
株式会社関広
- 6 契約金額（税込み）
5,900,000円
- 7 契約内容
 - (1) 観光サポーター制度事務局運営
 - ア 京都観光おもてなし大使（90名程度）、京都国際観光大使（60名程度）、京都名誉観光大使（3名程度）、コンシェルジュ（180名程度）、観光ボランティア団体（17団体程度）を統括し、サポーター活動に関する情報収集、情報発信する窓口業務
 - イ 各大使、コンシェルジュ、観光関連のボランティア団体への定期的な（月1回程度を想定）通信の発行、観光情報等の発信
 - ウ WEBサイト及び公式フェイスブック「京のおもてなし」・YouTube等を活用した、観光サポーターの定期的な活動情報や旬の観光情報の発信（フェイスブックについては週1回以上更新すること）。
 - エ 観光サポーター制度を活用した京都ブランド、「京都のおもてなし力」発信のための企画提案
 - オ 市内の大学生や教育機関、観光関連業者と連携し、市民ぐるみで京都の観光振興に取り組むための企画提案
 - (2) 京都観光おもてなし大使、京都国際観光大使及び京都名誉観光大使制度に関すること
 - ア 京都観光おもてなし大使及び京都国際観光大使（150名程度、任期3年）の更新任命及び交流会に関する企画・実施
 - イ 各大使（20名程度）の追加任命に関する準備
 - ウ 大使の活動状況の確認、取りまとめ、情報更新業務（年3回程度を想定）
 - (3) 「京都観光おもてなし大使派遣制度」*に関すること
 - ア 制度の周知に関する企画・実施
 - イ 制度の運用

*民間事業者が実施する研修・シンポジウム等に京都観光おもてなし大使を派遣し、おもてなしに関する講義・講演を行っていただくもの。派遣にかかる謝礼の一部を委託費の中から事業者に補助する（年間上限額である36万円を見積書に計上すること）。

(4) コンシェルジュ制度に関すること

- ア 新規任命に係る「おもてなし研修会」に関する企画・実施（100名程度）
 - イ コンシェルジュの能力向上を目的とした研修会に関する企画・実施
 - ウ コンシェルジュの活動実態調査に関する企画・実施
 - エ コンシェルジュ間の交流機会創出に関する企画・実施
 - オ コンシェルジュの更新任命に関する企画・実施（180名程度，毎年更新）
- (5) 観光関連のボランティア団体についての調査・情報収集及び研修会の企画・実施
- (6) その他，京都市が指示する資料の作成等

9 根拠法令

京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドラインにおける随意契約を行うことができる場合の基準2（4）

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

公募型プロポーザルには1社からの応募があり，審査基準に従い審査した結果，上記の者を委託先として選定した。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市河原町三条観光情報コーナー業務委託
- 2 担当所属名
産業観光局観光MICE推進室
- 3 契約締結日
平成29年4月1日
- 4 履行期間
平成29年4月1日から平成30年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市東山区三条通大橋東二丁目73番地2 京都三条大橋ビル2階
公益社団法人京都市観光協会
- 6 契約金額（税込み）
8,200,000円
- 7 契約内容
京都市河原町三条観光情報コーナー運営
- 8 随意契約の理由
本件委託業務は、観光情報コーナーにおいて、観光客の皆様にリアルタイムでの桜・紅葉等の「花だより情報」・「行事情報」・「イベント情報」をはじめとする膨大な観光情報を的確に管理、案内するとともに、より魅力的な形で観光客に提供していくものであるが、本件業務を履行可能な相手方は、単なる観光情報だけでなく、「花だより情報」・「行事情報」・「イベント情報」等のリアルタイム情報について幅広く把握している必要があり、こうした情報を提供できるのは、京都総合観光案内所の業務受託者でもある公益社団法人京都市観光協会の他にはないため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第1号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都観光総合調査
- 2 担当所属名
産業観光局観光MICE推進室
- 3 契約締結日
平成29年4月4日
- 4 履行期間
平成29年4月4日から平成30年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府中央区備後町2丁目4番9号
株式会社エム・アールビジネス
- 6 契約金額（税込み）
13,728,052円
- 7 契約内容
京都観光総合調査
 - (1) 日本人観光入込客統計調査・実態調査
 - (2) 外国人観光入込客実態調査
 - (3) 外国人客及び修学旅行客宿泊利用状況調査
 - (4) 前年調査結果集計
 - (5) 京都観光総合調査本冊の送付
- 8 随意契約の理由

本件業務は、「京都観光振興計画2020」における進ちょく状況の把握、目標の設定及び今後の観光政策の企画・立案に資する基礎的データを得ることを目的に、日本人観光入込客統計調査・実態調査、外国人観光入込客実態調査、修学旅行生数等調査及び前年調査結果集計等を行う「京都観光総合調査」業務を実施するものである。

業務の受託に当たっては、1日に多くの調査員を確保できる体制を有するとともに、本調査を効率よく適切に行うための工夫が求められる。そのため、落札価格のみで業者を決定した場合、業務遂行上、最も適切な業者を選定することができない恐れがあることから、企画提案を評価のうえ業者を選定する公募型プロポーザルにより、随意契約を行った。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

公募型プロポーザルには1社からの応募があり、審査基準に従い審査した結果、上記の者を委託先として選定した。

11 その他

随意契約締結結果報告書

1 件名

観光経営を学ぶ高等教育の推進事業

2 担当所属名

産業観光局観光MICE推進室

3 契約締結日

平成29年6月1日

4 履行期間

平成29年6月1日から平成30年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市左京区吉田本町36番地1
国立大学法人京都大学

6 契約金額（税込み）

5,500,000円

7 契約内容

今後の国際戦略の重要性を鑑み、海外からの誘客を視野に入れた戦略的経営を実践できる人材の育成を図るため、経営・マーケティング専門家や同分野に関連する先駆者等を講師とする、戦略的経営の動機付けや論理・理論に関するセミナーを開催する。

8 随意契約の理由

本事業は、「観光立国・日本 京都拠点」として、各地から次世代の観光産業を担う人材を受け入れ、育成することにより、観光立国・日本に資する人材を京都から輩出するとともに、京都観光の発展に必要な人材を育成することを目的としている。

平成29年度は、平成25、26年度の本格実施の内容に基づき講義時間、内容等を大幅に拡充した平成27年度、平成28年度の実施内容を踏まえ、以下の改良点を加えたうえで実施する必要がある。

① 受講者アンケートの結果に基づく、学術的内容と実務的内容のバランス修正に伴う講師の変更・追加等

② 受講者アンケートの結果に基づく、科目の追加・変更等

上記を実施するに当たっては、昨年度の講義内容をすべて理解し、昨年度の受講者の反応を肌で感じて把握している者がアンケート結果の分析を行ったうえで変更内容等を決定する必要があるが、昨年度の講義資料やアンケート結果等のデータは、昨年度の委託先である国立大学法人京都大学(以下「京大」という。)が有しており、講義資料の中には、本市の委託先としてではなく、日本を代表する学術研究機関としての京大が相手方ということをもって、特別に講師から京大に対して提供された資料もある。また、平成27年度から少人数制の演習を実施する等、講座内容及び時間を拡充したことから、本年度実施内容については、これまでの内容や受講生からの意見を踏まえたものとする必要がある。

以上のことから、委託先の選定に当たっては、主として価格以外の要素によって契約の相手方を選定する必要があり、競争入札には適さないものである。また、昨年度の実施内容を踏まえた今年度の実施内容を構築することが可能な事業者は、昨年度に本事業を運営し、講義に関する受講者の意見等を十分に理解し、昨年度の講師から提供を受けたデータを有する京大に限定されるため、京大と一者随意契約を行った。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
平成29年度山村都市交流の森エリア維持管理業務委託
- 2 担当所属名
産業観光局農林振興室林業振興課
- 3 契約締結日
平成29年4月1日
- 4 履行期間
平成29年4月1日から平成30年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市左京区花脊八桝町250
公益財団法人京都市森林文化協会
- 6 契約金額（税込み）
22,464,000円
- 7 契約内容
山村都市交流の森のエリア内における路網の維持管理，森林及び付帯施設の環境整備及び美観維持，基盤施設の維持管理及び営繕
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
「山村都市交流の森」は，山村と都市の住民が交流しながら森林・林業と山村文化を学ぶ場として，左京区花脊地区を中心とした1,077haの森林エリアに設定されたもので，木工教室や自然観察，草木を使った遊びなど森林と山村にまつわる様々な分野のイベントが開催されるほか，散策等でもエリア内に市民が多く訪れるため，エリア内の路網や森林の状況に詳しく，利用者の意見や要望等を維持管理作業に反映させる体制がある相手方と契約する必要がある。
以上のことから，地方自治法施行令第167条の2第2項，及び京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン基準2の（1）のウに基づき随意契約を行った。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
随意契約理由を下記の3つの理由により，唯一満たす公益財団法人京都市森林文化協会を本業務の委託先として選定した。
(1) 森林の管理等に関する専門知識及び技術を有し，また，当該エリア内の路網及び森林の

状況等に精通しているため。

- (2) 左京区北部山間地域の豊かな自然を活かすことによって、自然と調和した山村文化及び森林文化の継承及び発展、地域と都市住民との交流、農林業を活かした地域振興を図ることを目的に設立された団体であるため。
- (3) 山村都市交流の森エリア内に宿泊施設、休憩施設等を運営しており、同エリア内の利用者の要望等を維持管理業務に反映させ、各施設と効率的な連携を図りながら業務を実施できるため。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
平成29年度総合獣害対策モデル事業有害鳥獣捕獲業務委託
- 2 担当所属名
産業観光局農林振興室林業振興課
- 3 契約締結日
平成29年4月1日
- 4 履行期間
平成29年4月1日から平成30年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区西ノ京樋ノ口町123番地 京都府林業会館みどりの館3階
一般社団法人京都府猟友会
- 6 契約金額（税込み）
10,589,400円
- 7 契約内容
京都市内一円において実施する有害鳥獣の捕獲等業務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本業務の実施には、農地や森林に出没する野生鳥獣を安全かつ効果的に捕獲する必要がある。そのため、委託先については、長期にわたり市内の農地及び森林等における狩猟活動を行い、野生鳥獣の捕獲経験が豊富な相手方と契約する必要があるため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
有害鳥獣を捕獲し、処分するには、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」及び第11次京都府鳥獣保護管理事業計画書に基づき、狩猟免許の資格を有し、銃器や網わな等の捕獲猟具の取り扱いができ、かつ、3登録年以上京都府に狩猟者登録をしている必要がある。また、長期にわたる狩猟を通じて、本市内地域の地形や鳥獣の生息状況に精通していなければ安全に有害鳥獣を捕獲することが出来ない。よって、これらの条件を満たす狩猟者で組織される唯一の団体である一般社団法人京都府猟友会を委託先として選定する。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
平成29年度総合獣害対策モデル事業ニホンザル位置情報システム構築等業務委託
- 2 担当所属名
産業観光局農林振興室林業振興課
- 3 契約締結日
平成29年6月28日
- 4 履行期間
平成29年6月29日から平成30年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都町田市小山ヶ丘1-10-13
株式会社野生動物保護管理事務所
- 6 契約金額（税込み）
10,918,800円
- 7 契約内容
京都市左京区内に生息するニホンザル京都A群に関し、地元住民による追い上げを推進するためのニホンザル位置情報システム構築及び研修、京都A群の行動調査などを行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本業務の実施には、京都市左京区の地形及び京都A群の行動圏を熟知しており、ニホンザル位置情報システムに精通し、地元住民への追い上げ等の研修を行うための様々な知識を有している必要がある。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
株式会社野生動物保護管理事務所は、過去に本市が当該地域を対象とした京都A群の行動圏管理業務等の受託先で、京都市左京区の地形及び京都A群の生態状況及び行動圏を熟知し、ニホンザル位置情報システムに精通し、住民への本システムを活用した研修の実績がある団体である。したがって、当団体は本業務を実施できる唯一の団体であることから本業務を委託する。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
平成29年度京都市八丁平ニホンジカ等効率的捕獲業務委託
- 2 担当所属名
産業観光局農林振興室林業振興課
- 3 契約締結日
平成29年6月30日
- 4 履行期間
平成29年7月1日から平成29年10月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都町田市小山ヶ丘1-10-13
株式会社野生動物保護管理事務所
- 6 契約金額（税込み）
12,459,000円
- 7 契約内容
京都市左京区八丁平周辺地域に生息するニホンジカ等を効率的に捕獲するため、忍び猟、カーテン式囲いわな捕獲等を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本業務の実施には、京都市左京区八丁平周辺の地形や野生ニホンジカの生態に精通し、一般的な銃猟である巻狩り猟よりも効率的な手法といわれている忍び猟や一度に数十頭を捕獲することが可能なカーテン式囲いわな捕獲を実施するのに熟練した技術を有している団体である必要がある。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
株式会社野生動物保護管理事務所は、京都府の野生ニホンジカ生息調査委託業務の受託先であり、野生ニホンジカの生態状況、八丁平周辺地域の地形に精通するとともに、忍び猟や受託先が独自に開発したカーテン式囲いわな捕獲を実施するための技術と知識を持ち、複数の捕獲方法で検証できるに必要な経験と実績を有している団体である。したがって、当団体は本業務を実施できる唯一の団体であることから本業務を委託する。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
平成29年度チマキザサ再生事業委託
- 2 担当所属名
産業観光局農林振興室林業振興課
- 3 契約締結日
平成29年8月18日
- 4 履行期間
平成29年8月19日から平成30年3月23日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市左京区花脊八桝町250
公益財団法人京都市森林文化協会
- 6 契約金額（税込み）
7,868,880円
- 7 契約内容
防鹿柵の設置，チマキザサの生産，加工に係る情報の収集と整理
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本事業の業務委託を行うにあたり，委託先は森林保全に関する知識，技術や耐雪性防鹿柵の設置に必要な知識，技術に精通するとともに，山林内斜面地での設置，維持管理の実績を有している必要がある。また，防鹿柵設置予定地である本市左京区別所，花脊，百井地域の地理に詳しく，当該地域内で発生しうる積雪や倒木などにより防鹿柵が破損した場合，早急に補修を行うことができ，台風や大雨などの災害発生時にも即座に対応できる必要がある。
さらに，チマキザサの生産，加工に係る情報の収集に必要な地域住民との良好な関係を構築しており，滞りなく情報収集を行うことができる必要がある。
以上のことから，地方自治法施行令第167条の2第2項，及び京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン基準2の（1）のウに基づき随意契約を行った。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
随意契約理由を下記の3つの理由により，唯一満たす公益財団法人京都市森林文化協会を本事業の委託先として選定した。

- (1) 森林が持つ公益的機能の高度な発揮を目的とした森林の保全及び整備に関する事業を実施している。
- (2) 事業実施地に近接する久多地域において、山林内斜面地での耐雪性防鹿柵の設置、維持管理の実績があり、本業務に必要な知識、技術などのノウハウを有している。
- (3) 本市左京区花脊地域に活動拠点を置いているため、事業予定地である本市左京区北部山間地域の別所、花脊、百井地域の地域住民とのネットワークを有しているだけでなく、事業予定地周辺の地理にも詳しく、災害発生時の緊急の対応も可能である。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
平成29年度北山丸太の販路拡大業務委託
- 2 担当所属名
産業観光局農林振興室林業振興課
- 3 契約締結日
平成29年9月14日
- 4 履行期間
平成29年9月15日から平成30年3月30日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市淀川区西中島5丁目6-13 新大阪御幸ビル6F
株式会社古川ちいきの総合研究所
- 6 契約金額（税込み）
6,875,200円
- 7 契約内容
全国の事業者等へ北山丸太の魅力を情報発信し、新規需要を開拓するなど、生産者と事業者等のマッチングによる新たな販路拡大に向けた企画・運営が必要であるとともに、林業に関する知識や北山丸太の特性等を把握している必要があることから、本業務を効果的かつ効率的に達成するためには、価格以外の要素を比較し、契約の相手方を決定する必要があるため。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
全国の事業者等へ北山丸太の魅力を情報発信し、新規需要を開拓するなど、生産者と事業者等のマッチングによる新たな販路拡大に向けた企画・運営が必要であるとともに、林業に関する知識や北山丸太の特性等を把握している必要があることから、本業務を効果的かつ効率的に達成するためには、価格以外の要素を比較し、契約の相手方を決定する必要があり、公募型プロポーザル方式により、受託候補者を選定した。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり、公募型プロポーザル方式により受託候補者を選定した。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
平成29年度丹波広域基幹林道維持管理工事
- 2 担当所属名
産業観光局農林振興室林業振興課
- 3 契約締結日
平成29年9月22日
- 4 履行期間
平成29年9月23日から平成29年12月25日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市左京区鞍馬本町293
株式会社ホクエイ
- 6 契約金額（税込み）
2,613,600円
- 7 契約内容
本市所管の丹波広域基幹林道・深見大布施線及び倉谷線の崩土除去，路面不陸整正等の維持管理工事
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本市が管理する丹波広域基幹林道・深見大布施線とそれに接続する林道倉谷線（*H29,3,3付けで本市に移管）が梅雨期の大雨や台風等の豪雨で，法面からの崩土や路面荒廃等により，車両の通行に支障を来していた。深見大布施線では10月10日に，京都府が主催し，本市・京丹波市・南丹市の3市町で構成する丹波広域基幹林道利用推進協議会が共催する「森の京都」エクスカージョンの会場となり，沿線での自然観察等のイベントが実施されることになっていたため，早急に通行の安全を確保する必要があった。また倉谷線は路面荒廃等を来たし，通行不能となっていた。同林道は基幹林道と接続し，集落間の連絡道として地域の生活に不可欠であり，また一刻も早く改修工事を実施しなければ，新たな台風等の豪雨により大規模な災害の発生の恐れもあった。そこで，地方自治法施行令第167条の2第1項第5号（緊急の必要により競争入札に付することができないとき。）及び「京都市工事の請負に係る随意契約ガイドライン」に定める随意契約を行うことができる場合の基準第2項に該当するため，随意契約とした。（*本工事は崩土除去や路面の整正など，通行の安全を確保する応急的な復旧工事であり，恒久的な復旧工事ではない。）
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

10 契約の相手方の選定理由

緊急の場合により、京都市競争入札参加有資格者名簿に登録され、同種の工事の経験を有している業者3社から見積書を徴収し、適正な価格の範囲内で最も低い金額を提示した者を契約の相手方とした。

11 その他

積算内訳書

| 工事名 | | 平成29年度丹波広域基幹林道維持管理工事 | | | 事業区分 | | |
|--------------------|---|----------------------|----|-------|-------|-----------|--------------------------------------|
| 工事区分・工種・種別・細別 | | 規格 | 単位 | 数量 | 単価 | 金額 | 摘要 |
| 丹波広域基幹林道維持管理工事 | | | 式 | 1 | | | |
| 倉谷林道維持作業 | | | 式 | 1 | | 1,494,000 | 1,494,124改め |
| 草刈 | 肩掛け式草刈り機・灌木類2種 | | m2 | 2,650 | 62 | 164,300 | 第1号代価表 |
| 崩土除去 | 掘削・積込 0.28m3 BH ルース | | m3 | 515 | 809 | 416,635 | 第3号代価表 |
| 林道不陸整正 | 11tブル 敷均し w=3.0m 平均 t=10cm 除去崩土流用 | | m2 | 2,517 | 285 | 717,345 | 第5号代価表 |
| 路面清掃 | Con舗装部 土砂撤去 0.28m3 BH | | m2 | 172 | 809 | 139,148 | 3,432m2*0.05m(平均厚)=171.6m3 第3号代価表 |
| 横断側溝清掃 | 300*400*L=4.0m グレーチング蓋・Con蓋取外・取付 堆積土砂撤去 | | 箇所 | 19 | 2,984 | 56,696 | 見積*0.9 (3,316*0.9=2,984円) |
| 深見天布施線維持作業 | | | 式 | 1 | | 37,000 | 37,439改め |
| 崩土除去 No, 57Km+500m | 掘削・積込 0.45m3 BH ルース | | m3 | 24 | 267 | 6,408 | 第7号代価表 |
| 崩土除去 No, 57Km+600m | 掘削・積込 0.45m3 BH ルース | | m3 | 5 | 267 | 1,335 | 第7号代価表 |
| ダンプトラック運搬 | L=1Km 6t 0.45m3 BH | | m3 | 29 | 757 | 21,953 | 第9号代価表 |

積算内訳書

| 工事名 | | 平成29年度丹波広域基幹林道維持管理工事 | | | 事業区分 | | |
|---------------|--|----------------------|----|-------|-----------|-----------|------------------|
| 工事区分・工種・種別・細別 | | 規格 | 単位 | 数量 | 単価 | 金額 | 摘要 |
| 処分土砂敷均し | | 現道補修処分 | m3 | 29 | 267 | 7,743 | 第7号代価表 |
| 直接工事費 | | | 式 | 1 | | 1,531,000 | |
| 共通仮設 | | | 式 | 1 | | 195,000 | |
| 共通仮設費（率計上） | | | % | 12.78 | 1,531,000 | 195,000 | 1,531,000*0.1278 |
| 純工事費 | | | 式 | 1 | | 1,726,000 | |
| 現場管理費 | | 地方部 一般交通等の影響を受けない | % | 32.73 | 1,726,000 | 564,000 | 1,726,000*0.3273 |
| 工事原価 | | | 式 | 1 | | 2,290,000 | |

積算内訳書

| 積算内訳書 | | | | | | |
|---------------|----------------------|----|----|----|-----------|--|
| 工事名 | 平成29年度丹波広域基幹林道維持管理工事 | | | | 事業区分 | |
| | | | | | 工事区分 | 道路工事 |
| 工事区分・工種・種別・細別 | 規格 | 単位 | 数量 | 単価 | 金額 | 摘要 |
| 一般管理費等 | 前払0% | 式 | 1 | | 210,000 | 0.2029*1.05=21.30% 2,290,000*0.2130以内 |
| 工事価格 | | 式 | 1 | | 2,500,000 | |
| 消費税額及び地方消費税額 | | 式 | 1 | | 200,000 | 2,500,000*0.08 |
| 工事費計 | | 式 | 1 | | 2,700,000 | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |